

大分県次世代育成支援行動計画

大分こどもまんなかプラン

(第5期計画)

～子育て満足度日本一を目指して～

(案)

大分県

目 次

計画の策定に当たって	1
------------------	---

I 総論編

第1章 こども・子育ての現状	6
第2章 前期計画（第4期）の進捗状況	6
第3章 計画の基本的な考え方・施策体系	12
第4章 計画の評価体系	14
第5章 計画の推進に当たって	19

II 各論編

第1章 こども・若者の持続的幸福(ウェルビーイング)の実現に向けた社会全体の意識づくり	22
第1節 社会全体の意識づくり	
第2節 こどもの人権を尊重する意識づくり	
第3節 男女共同参画に関する意識づくり	
第2章 こどもの健やかな成長と母親の健康を支える環境づくり	27
第1節 こどもや母親の健康づくり	
第2節 思春期からの健康づくり	
第3節 こどもの病気への支援	
第4節 食育の推進	
第3章 こどもの生き抜く力を育む機会づくり	35
第1節 こどもの生きる力をはぐくむ学びの推進	
第1項 幼児教育の充実	
第2項 確かな学力の育成	
第3項 豊かな心の育成	
第4項 健やかな体の育成	
第5項 信頼と対話に基づく学校運営の実現	
第2節 家庭や地域の教育力の向上	

第4章 様々な困難を抱える子どもと親への支援	43
第1節 児童虐待に対する取組の強化	
第2節 児童養護施設や里親など家庭に代わる養育（代替養育）の充実	
第3節 こどもの貧困対策の推進	
第4節 ひとり親家庭への支援	
第5節 いじめ・不登校やひきこもりへの対応	
第5章 多様性を尊重し受け容れる社会づくり	55
第1節 障がい児への支援	
第2節 在住外国人の親と子どもへの支援	
第6章 将来の見通しを持つことができ、結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境づくり	61
第1節 結婚、妊娠・出産への支援	
第2節 若者の就労支援	
第7章 地域ぐるみで子どもを育む環境づくり	65
第1節 地域子育て支援サービスの充実	
第2節 幼児期の教育・保育の環境整備	
第3節 子育て支援者の育成	
第4節 子育て支援サービスに関する情報提供の充実	
第5節 子育て支援のネットワークづくり	
第8章 安心して子どもを生み育てながら働ける環境づくり	74
第1節 ワーク・ライフ・バランスの推進	
第2節 男性の育児参画の推進	
第3節 女性の就労支援	
第9章 子どもまんなかまちづくりの推進	78
第1節 子育てしやすい生活環境づくり	
第2節 安心して外出できる環境づくり	
第3節 子どもを交通事故から守る環境づくり	
第4節 子どもを犯罪から守る環境づくり	

III 子ども・子育て支援法第 62 条に基づく事項

IV 資料編

(参考) 本計画で使用する用語について

○児童	おおむね18歳未満の者
○児童生徒	小学生、中学生及び高校生
○生徒	中学生及び高校生
○青少年	小学生からおおむね18歳未満の者
○少年	おおむね20歳未満の者
○青年	おおむね18歳以降からおおむね30歳未満

計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

(こども基本法)

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

(こども大綱)

こども大綱の目指す「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会です。

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものです。都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成することになっています。（こども基本法第10条）

(子ども・若者育成支援推進法)

若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的としています。

(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律)

子どもの貧困対策の推進に関する法律の名称が、こども大綱において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、法律の題名に「貧困の解消」を入れることとし、法律の題名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とし、題名の変更に伴い、「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に変更されました。

(次世代育成支援対策推進法)

急速な少子化の進行は、将来の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えることが懸念されており、少子化の問題は私たちが取り組まなければならない重要な課題です。

このため、核家族化や都市化の進行に伴う家庭や地域の子育て力の低下も踏まえ、国においては、従来の取組に加え、もう一段の対策を進めることが必要との認識のもと、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」(以下「次世代法」という。)が制定されました。

この法律では、国や地方公共団体、事業主等が、次代を担う子どもの成長と子育て家庭を社会全体で支援するための取組を、平成17年度から令和6年度までの10年間において、集中的かつ計画的に推進することとされました。その後、同法は令和6年5月に改正され、有効期限が令和17年度末まで10年間延長されています

(子ども・子育て支援制度)

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月からスタートしました。

令和6年10月からは、児童手当制度について所得制限の撤廃、支給期間を中学生までから高校生年代まで延長、支給月を年3回から年6回に増加と拡充されています。

(大分県次世代育成支援行動計画)

県では、大分県次世代育成支援行動計画として、平成17年度から平成21年度までを計画期間とする「おおいた子ども・子育て応援プラン」を、平成22年度から平成26年度までを計画期間とする「新 おおいた子ども・子育て応援プラン」を、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする「おおいた子ども・子育て応援プラン(第3期計画)」を、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「おおいた子ども・子育て応援プラン(第4期計画)」を策定し、一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つことができる温かい社会を「めざす姿」として設定するとともに、「子育て満足度日本一」の実現を基本目標に、幅広い施策に取り組んできました。

こどもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。こどもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりのこどもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の地域社会の担い手を育成するための重要な未来への投資でもあります。

このため、引き続き、結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目なく支援を行い、「すべての

こどもが健やかに生まれ育つ温かい社会づくり～子育て満足度日本一～の実現をめざす、「大分こどもまんなかプラン（第5期計画）」を策定し、家庭や地域、学校、企業等とつながりながら、生んで良かった、生まれて良かった、住んで良かったと思える大分県づくりに取り組みます。

2 計画の位置づけ

この計画は、次に掲げる性格を有します。

- (1) 「こども基本法」（令和4年法律第77号）第10条第1項に基づく県こども計画
- (2) 「子ども・若者育成支援推進法」（平成21年法律第71号）第9条第1項に基づく県子ども・若者計画
- (3) 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）第9条第1項に基づく県計画
- (4) 「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）第9条第1項に基づく都道府県行動計画
- (5) 「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）第62条第1項に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- (6) 「成育基本法に基づく成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」に基づく県母子保健計画
- (7) 「青少年の健全な育成に関する条例」に基づく基本計画
- (8) 「大分県長期総合計画」の部門計画

3 計画の期間

この計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。

4 こども、県民意見等の反映

この計画の策定に当たっては、以下のとおり、子育てや子育て支援を担う県民のみなさんやこどもの意見を広く聴く機会を設けるとともに、いただいた意見について計画への反映に努め、県庁ホームページ等で情報公開するなど、策定過程の公表に努めました。

- (1) 「子ども・子育て支援事業計画のための実態調査」等の実施
県や市町村が実施する保育サービス等へのニーズや満足度を把握するため、市町村との連携により、小学生以下のこどもを持つ家庭を対象とした「こども・子育て県民意識調査」を実施し、施策や目標設定に当たっての基礎データとして活用しました。
- (2) 「おおいた子ども・子育て応援県民会議」委員からの意見
計画の策定に当たっては、公募委員をはじめ、学識経験者や関係機関・団体の代表、

大学生等からなる「おおいた子ども・子育て応援県民会議」に、骨子案検討の段階から意見を聴き、計画に反映しました。

(3) 「県民意見募集（パブリックコメント）」の実施

計画の素案に対する意見を広く聴くため、令和6年12月16日から令和7年1月20日にかけて、「県民意見募集（パブリックコメント）」を実施しました。

(4) 大分県こどもの生活実態調査の実施

こども基本法第11条に基づき、こどもの意見を本計画に反映させるため、令和6年度に県内の小学校5年生～高等学校3年生に大分県こどもの生活実態調査を実施しました。

I 総論編

第1章 こども・子育ての現状

※少子化の現状に係る統計データを挿入予定

第2章 前期計画(第4期)の進捗状況

令和2年度から令和6年度まで実施した第4期計画の進捗状況は以下のとおりです。

※なお、各指標の実績は、令和6年7月時点のもので、今後変動する可能性があります。

(個別事業ごとの評価)

第4期計画では、個別の事業ごとの進捗状況を評価するため、「子どもの育ちと子育てをみんなで支える意識づくり」、「結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境づくり」など8つの基本施策ごとに、合計88項目の数値目標を設定しました。(別表 前期計画(第4期)における個別事業ごとの評価)

令和5年度末には、目標値を上回っている指標(「達成」)が37項目、目標値を90%以上達成している指標(「概ね達成」)は30項目となっており、合計67項目(76.1%)が達成の見込みです。未達成項目のうち、主な概況は以下のとおりです。

No.3「社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合」(達成率41.3%)

「男性の方が優遇されている」という回答が7割を超えており、目標値には達成しませんでした。引き続き、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みであるアンコンシャス・バイアスの解消に向けた啓発、企業への専門家派遣など、女性の活躍を推進していきます。

No.4「管理的職業従事者に占める女性の割合」(達成率67.0%)

企業への専門家派遣等を通じて企業における女性活躍の取組を支援するとともに、取組が進んだ企業の認証や優良企業の表彰、多様な分野で活躍している女性ロールモデルの情報発信などを実施し、目標達成に努めましたが目標値には達成しませんでした。

女性の管理職登用について、現場の女性からは「管理職に必要な実践的なスキルを身につけたい」という声があることから、大学の知見を活かした研修プログラムを実施し、次世代女性リーダーの育成を支援していきます。

No.24「地域子育て支援拠点を知っている」と答えた就学前児童の親の割合」(達成率76.1%)

情報発信不足により、目標値を達成しませんでした。SNS等による広報を強化し、サービスの周知に努めていきます。

No.25「ファミリー・サポート・センターを知っていると答えた就学前児童の親の割合」(達成率47.3%)

情報発信不足により、目標値を達成しませんでした。SNS等による広報を強化し、サービスの周知に努めていきます。

No.40「子育て支援サービスを知っていると答えた人の割合」(達成率47.8%)

県LINE公式アカウントの子育て支援メニュー認知度が低い為、目標値を達成しませんでした。引続き広報の強化を図り、サービスの周知に努めていきます。

No.51「地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア数」(達成率71.4%)

入所児童の減少による休止が相次いだため、目標値に達成しませんでした。

No. 60 「大分県母子家庭等就業・自立支援センターでの自立支援プログラムの作成件数（2回以上面接）」（達成率 42.8%）

継続的に実施しましたが、目標値に達成しませんでした。引続き、周知を図っていきます。

No. 63 「大分県母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業件数」（達成率 36.1%）

継続的に実施しましたが、目標値に達成しませんでした。引続き、周知を図っていきます。

No. 66 「知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率」（達成率 72.4%）

一般就労希望率が低下し、目標値に達成しませんでした。一般就労希望率向上に向け、生徒向け進路講演会を新たに実施することで、就労率の向上を図っていきます。

No. 75 「1ヶ月に1冊も本を読まない児童生徒の割合（中2）」（達成率測定不可）

前年度と比較して不読者が増加した為、目標値を測定できないほど、達成できませんでした。中学生の読書量は未就学児時点の読み聞かせ量や、小学生時点の読書量・読書に対する評価等に比例することを踏まえ、未就学児への読書推進に重点的に取り組んでいきます。

（総合的な評価）

第4期計画では、子育て満足度日本一に向けた取組を分かりやすく評価するため、総合的に計画の効果を測る指標として、11項目を設定しました。（別表 前期計画（第4期）における総合的な評価）

11項目の指標のうち、指標の⑧「保育所待機児童数」、⑨「放課後児童クラブ待機児童数」の2項目が、計画策定時の基準値（平成31年3月末時点）の順位を上回っています。⑧の「保育所待機児童数」については、「待機児童数ゼロ」をめざし、施設整備等に取り組んだ結果、令和3年度には0人となり、全国順位も8位から1位へと上昇しました。

一方、指標④の「合計特殊出生率」をはじめとする4項目は、平成31年3月末時点の全国順位より下降しました。

全体の達成率は、平成31年3月末時点の70.4%から令和6年10月末時点では62.2%と約8ポイント減少し、全国順位も5位から18位へ下降しています。

めざす姿の具体像ごとの達成状況は以下のとおりです。

1 県民みんなが子どもの育ちに期待を抱き、喜びを感じることができる

①「住んでいる地域の子育ての環境や支援への満足度が高い、やや高い人の割合（就学前児童・小学生を持つ親）」については、平成31年3月末時点と比較して割合は上昇しています。県では、引き続き、社会全体で子育てを支える意識づくりを推進します。

2 希望する人が家庭を築き、子どもを持つことができる

②「不妊治療費・子ども医療費・保育料助成の制度比較」については、平成31年3月末時点と比較して全国的な順位に変動はありません。

③「25～44歳の女性の就業率」は、全国的な順位に変動はありませんが、3.7ポイント増加し、82.3%となりました。引き続き、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、男性の育児参画を推進していきます。

④「合計特殊出生率」は0.2ポイント減少し、1.39となり、全国的な順位も11位から12位と下降しました。

3 親と子どもが十分に向き合うときを持ち、お互いに喜びを感じることができる

⑤「6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間」については、平成31年3月末時点に比べ4分減少し、全国順位は12位から46位と下降しました。

⑥「ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間があると答えた母親(3歳児)の割合」は2.8ポイント増加しましたが、全国順位は19位から32位と下降しました。引き続き結婚、妊娠・出産、子育てまで切れ目ない支援を行い、子育てしやすい環境づくりを推進します。

4 地域とつながりながら、安心して子育てをすることができる

⑦「子育てが地域の人に支えられている、と答えた人の割合(就学前児童、小学生を持つ親)」は8.3ポイント減少しました。

⑧「保育所待機児童数」は前述のとおりですが、引き続き、保育所等の定員拡大等を図ります。

⑨「放課後児童クラブ待機児童数」も前述のとおりとなっています。

5 かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感を持って育つことができる

⑩「自分にはよいところがあると思う、と答えた子どもの割合(中学3年生)」は、1.4ポイント減少し、順位も19位から39位に下降しました。

⑪「子どもと将来の夢や希望について語り合う機会を、意識して持っている人の割合(小学生を持つ親)」は7.6ポイント増加し、85.4%と上昇しました。

別表 前期計画（第4期）における個別事業ごとの評価

種別名	N O	指標名	単位	目標値 (R6年度)	R6年度 実績	達成率	達成状況
第1章 子どもの育ち と子育てを みなが支える 環境づくり	1	体験的参加型人権学習を受講した児童生徒の割合	%	100	100.0	100%	達成
	2	人権問題講演会の活用回数	回	600	770	130%	達成
	3	社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	%	30	12.4	41%	
	4	合理的職業従事者に占める女性の割合	%	20	13.4	67%	
第2章 結婚・妊娠・ 出産の希望が 叶う環境づくり	5	出会いサポートセンター成婚数(累計)	組	90	197	219%	達成
	6	特定不妊治療費の助成件数	件	増加	247	-	
	7	若年者(45歳未満)就職率	%	43	35.5	83%	
	8	新規高卒者の県内就職率	%	82	R7.1公表予定	93%(R4実績)	概ね達成
	9	(農業・林業・水産業)新規就業者数	人/年	479	467	97%	概ね達成
第3章 子どもの健やか な成長と母 親の健康を支 える環境づくり	10	胎産期死亡率(過去5年間の平均)	出生千村	全国水準以下 (R10全国3.4)	R6.9公表予定	99%(R4実績)	概ね達成
	11	妊娠11週以下での妊娠の届出率	%	全国水準以上 (R29全国7.9)	R7.3公表予定	99%(R4実績)	概ね達成
	12	全出生数中の低出生体重児の割合	%	全国水準以下 (R29全国9.4)	R6.9公表予定	101%(R4実績)	達成
	13	乳幼児健康診査の受診率(1歳6か月)	%	全国水準以上を維持 (R29全国99.2)	R7.3公表予定	101%(R4実績)	達成
	14	乳幼児健康診査の受診率(3歳)	%	全国水準以上 (R29全国99.2)	R7.3公表予定	103%(R4実績)	達成
	15	むしろ歯のない3歳児の割合	%	80%以上	R7.3公表予定	109%(R4実績)	達成
	16	むしろ歯のない12歳児の割合	%	60%以上	R6.11公表予定	117%(R4実績)	達成
	17	妊娠中の妊婦の喫煙率	%	0.0	R7.2公表予定	98%(R4実績)	概ね達成
	18	育児期間中の母親の喫煙率	%	全国水準以下 (R29全国4.4)	R7.2公表予定	101%(R4実績)	達成
	19	育児期間中の父親の喫煙率	%	全国水準以下 (R29全国7.7)	R7.2公表予定	103%(R4実績)	達成
	20	十代の人工妊娠中絶率	人口千村	全国水準以下 (R29全国4.8)	R6.9公表予定	102%(R4実績)	達成
	21	小児の二次救急医療体制の整備率 (救急搬送医療機関/医療回数)	%	83.3	100.0	120%	達成
	22	朝食を毎日食べるようにしている児童生徒の割合(小5)	%	91.9	89.6	97%	概ね達成
23	朝食を毎日食べるようにしている児童生徒の割合(中2)	%	90.7	87.4	96%	概ね達成	
第4章 子どもの育ち を支えるた めの地域にお ける子育ての 支援	24	地域子育て支援拠点を知っていると言えた就学前児童の親の割合	%	100	76.1	76%	
	25	ファミリー・サポート・センターを知っていると答えた就学前児童の親の割合	%	100	47.3	47%	
	26	一時預かり実施保育所数	カ所	176	165	94%	概ね達成
	27	トワイライトステイ事業実施市町村数	市町村	13	14	100%	達成
	28	放課後児童クラブ数	カ所	412	385	93%	概ね達成
	29	指針で定められている児童1人あたりのスペースを確保している放課後児童クラブの割合	%	100	86.8	87%	
	30	教育・保育施設定員数(2号認定)	人	16,007	15,499	97%	概ね達成
	31	教育・保育施設定員数(3号認定)	人	16,431	13,470	82%	
	32	認定こども園数	カ所	177	184	104%	達成
	33	認定こども園と幼稚園における在園児の預かり保育(一時預かり)実施施設数	カ所	200	226	109%	達成
	34	病児・病後児保育実施施設数	カ所	33	32	97%	概ね達成
	35	保育コーディネーター養成数(累計)	人	790	796	101%	達成
	36	放課後児童支援員・子育て支援員研修終了者数(累計)	人	2,500	2,307	95%	概ね達成
	37	ホームスタート事業に関わる訪問ボランティア数	人	430	407	93%	概ね達成
	38	利用者支援事業を実施している市町村数	市町村	17	17	100%	達成
	39	ホームページ「子育てのタネ」アクセス件数(累計)	件	114,000	166,815	146%	達成
	40	子育て支援サービスを知っていると答えた人の割合	%	100	47.8	48%	
41	放課後児童クラブと連携する放課後チャレンジ教室の割合	%	90	86.8	96%	概ね達成	
第5章 子育ても仕事 もしやすい環 境づくり	42	おおい子育て応援団「しごと子育てサポート企業」認定企業数	社	637	644	101%	達成
	43	女性の育児休業取得率	%	100	96.3	96%	概ね達成
	44	男性の育児休業取得率	%	国の目標以上 (現状26%:R3)	27.9	93%	概ね達成
	45	女性が専らおおい推進会議の女性活躍推進宣言企業数(累計)	社	230	332	144%	達成
第6章 きめ細かな制 度が必要な子 どもと親への 支援	46	子ども家庭総合支援拠点設置市町村数	市町村	10	10	100%	達成
	47	市町村等児童福祉司任用資格取得研修受講者数(累計)	人	185	213	115%	達成
	48	家庭に代わる養育を必要とする子どものうち集積・ファミリーホームで養育する子どもの割合	%	30	39.1	103%	達成
	49	児童登録数	組	230	218	95%	概ね達成
	50	児童養護施設の本体施設敷地内で行う小規模グループケア率	%	100	94.7	95%	概ね達成
	51	地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア数	カ所	14	10	71%	
	52	児童家庭支援センター数	カ所	4	5	125%	達成
	53	児童養護施設等の一時保護専用施設数	カ所	3	3	100%	達成
	54	児童養護施設における基幹的職員研修課程の修了者数(累計)	人	130	143	104%	達成

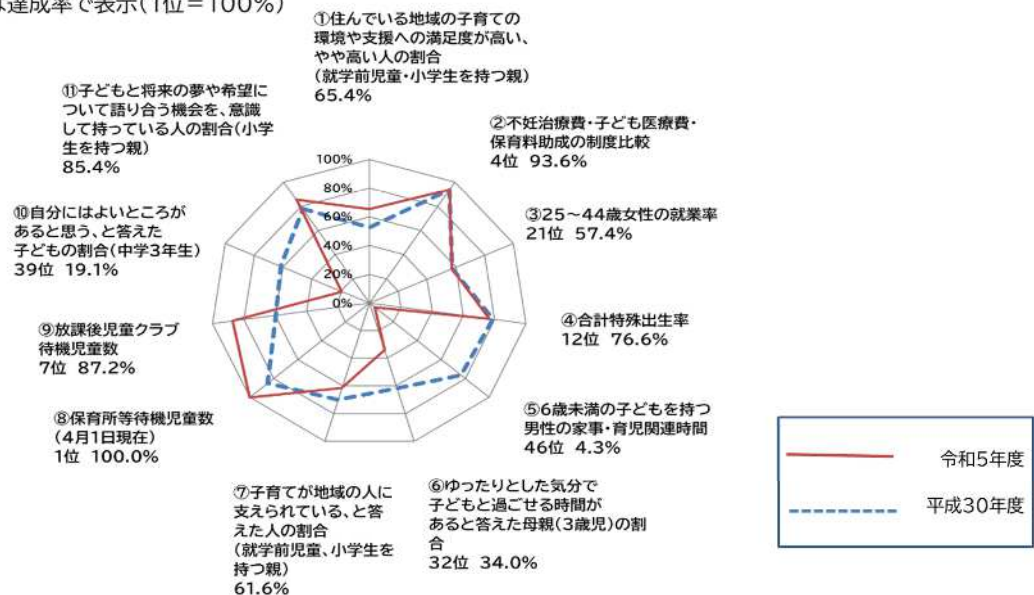
階層名	N O	指標名	単位	目標値 (R6年度)	R6年度 実績	達成率	達成状況	
第6章 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	55	生活保護世帯に属する子どもの中学校卒業後の進路決定率	%	99.2	R7.1公表予定	93% (R4実績)	概ね達成	
	56	生活保護世帯に属する子どもの高等学校卒業後の進路決定率	%	97.9	R7.1公表予定	91% (R4実績)	概ね達成	
	57	児童養護施設の子どもの中学校卒業後の進路決定率	%	100	97.0	97%	概ね達成	
	58	児童養護施設の子どもの高等学校卒業後の進路決定率	%	100	100	100%	達成	
	59	大分県母子・父子福祉センターへの相談件数	件	470	797	170%	達成	
	60	大分県母子家庭等就業・自立支援センターでの自立支援プログラムの作成件数(2日以上面接)	件	77	33	43%		
	61	ひとり親世帯の16歳の子どもの在学率	%	90	国調査の非掲載	-		
	62	ひとり親世帯の18歳の子どもの在学率	%	82.1	国調査の非掲載	-		
	63	大分県母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業件数	件	72	26	36%		
	64	母子家庭のうち年間就労収入が300万円未満の家庭の割合	%	77.7	R7.3公表予定	58% (R4実績)		
	65	母子家庭等自立支援給付金を利用して資格取得のために修学した人の就業率	%	100	84.2	84%		
	66	知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率	%	33	23.9	72%		
	67	不登校児童生徒の出現率の全国との比(小学校)	%	100	R6.10公表予定	115% (R4実績)	達成	
	68	不登校児童生徒の出現率の全国との比(中学校)	%	100	R6.10公表予定	84% (R4実績)	概ね達成	
	69	いじめの解消率	%	90	R6.10公表予定	86% (R4実績)		
	70	子ども・若者総合相談センター/ひきこもり地域支援センター(旧:青少年自立支援センター)の相談件数	件	2,000	2,394	120%	達成	
	第7章 子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進	71	幼児教育アドバイザー養成研修の修了者数(累計)	人	90	89	99%	概ね達成
		72	児童生徒の学力(全国平均正答率との比)【小学校】	%	105	102.3	97%	概ね達成
		73	児童生徒の学力(全国平均正答率との比)【中学校】	%	102	97.5	96%	概ね達成
		74	1ヶ月に1冊も本を読まない児童生徒の割合(小5)	%	1	16.2	-	
75		1ヶ月に1冊も本を読まない児童生徒の割合(中2)	%	7	20.2	-		
76		運動・スポーツを週3日以上行う児童生徒の割合(小学校 男子)	%	74.5	71.0	95%	概ね達成	
77		運動・スポーツを週3日以上行う児童生徒の割合(小学校 女子)	%	64.5	61.2	95%	概ね達成	
78		学校評価に基づく改善策に関する家庭・地域との協議の実施率(小・中学校)	%	100	93.2	93%	概ね達成	
79		大分県立美術館の体験学習などに参加する子どもの数	人/年	14,000	16,990	121%	達成	
80		「協育」ネットワークの取組に参加する地域住民の数	万人	11	11.1	101%	達成	
第8章 子どもにとって安全・安心なまちづくり	81	県営住宅住戸内バリアフリー整備戸数の割合	%	35	36.5	104%	達成	
	82	バリアフリーマップ登録施設数	施設	3,300	-	99%	概ね達成	
	83	大分あったか・はーと駐車場協力施設数	施設	1,500	1,259	84%		
	84	1人あたりの都市公園等面積	m ²	13.6	13.9	104%	達成	
	85	県管理道における法定歩道整備率	%	80	80.8	101%	達成	
	86	通学踏合同点検の実施回数(累計)	回	75	60	100%	達成	
	87	ヤングサポートパトロール実施回数(累計)	回	3,600	5,059	163%	達成	
	88	フィルタリングサービスその他の方法により携帯電話等によるインターネット利用を監督している保護者の割合(小・中・高)	%	100	97.2	97%	概ね達成	

別表 前期計画（第4期）における総合的な評価

具体像	指標	目標値 (6年度末)	基準値 (H30年度末)	R5年度 実績値	出典
1 県民みんなが子どもの育ちに期待を抱き、喜びを感じることができる	①住んでいる地域の子育ての環境や支援への満足度が高い、やや高い人の割合（就学前児童・小学生を持つ親）	100%	52.6%	65.4%	R5年度 子ども・子育て 県民意識調査
	②不妊治療費・子ども医療費・保育料助成の制度比較	1位	4位	4位	子ども未来課 調べ (R6.4.1時点)
2 希望する人が家庭を築き、子どもを持つことができる	③25～44歳女性の就業率	1位	21位 (78.6%)	21位 (82.3%)	R4年 就業構造 基本調査
	④合計特殊出生率	1位	11位 (1.59)	12位 (1.39)	R5年 人口動態統計
3 親と子どもが十分に向き合うときを持ち、お互いに喜びを感じることができる	⑤6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間	1位	12位 (88分)	46位 (84分)	R3年 社会生活 基本調査
	⑥ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間があると答えた母親(3歳児)の割合	1位	19位 (72.0%)	32位 (74.8%)	R4年度 「健やか親子21」 調査
4 地域とつながりながら、安心して子育てをすることができる	⑦子育てが地域の人に支えられている、と答えた人の割合（就学前児童、小学生を持つ親）	100%	69.9%	61.6%	R5年度 子ども・子育て 県民意識調査
	⑧保育所等待機児童数	1位	8位 (13人)	1位 (0人)	厚生労働省 発表 (R5.4.1時点)
	⑨放課後児童クラブ待機児童数	1位	20位 (117人)	7位 (33人)	厚生労働省 発表 (R5.5.1時点)
5 かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感を持って育つことができる	⑩自分にはよいところがあると思う、と答えた子どもの割合(中学3年生)	1位	19位 (80.2%)	39位 (78.8%)	R5年度 全国学力・学習 状況調査
	⑪子どもと将来の夢や希望について語り合う機会を、意識して持っている人の割合（小学生を持つ親）	100%	77.8%	85.4%	R5年度 子ども・子育て 県民意識調査
総合的な達成状況 ※指標①～⑪までの達成率を平均したものの ※全国順位が出る指標は達成率で表示 (1位=100%)		100%	70.4%	62.2%	
うち、全国順位が出る指標の総合順位 (指標①、⑦、⑪以外)		1位	5位	18位	

「総合的な子育て満足度」レーダーチャート

※全国順位が出る指標は達成率で表示(1位=100%)



【めざす姿】

すべてのこどもが健やかに生まれ育つ温かい社会づくり ～子育て満足度日本一の実現～

こどもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。保護者はもとより、社会全体が子育てを応援し、すべてのこどもが健やかに生まれ育つことができる、温かい社会づくりをめざします。また、こども・子育て支援の取組を通じて、より多くのこどもの笑顔はぐくみ、生んで良かった、生まれて良かった、住んで良かったと思える大分県の未来を拓き、子育て満足度日本一の実現をめざします。

(めざす姿の具体像)

第5期計画では、「めざす姿」を、より具体的に、より分かりやすく表現するため、5つの具体像を設定しています。

- ①かけがえのない存在として、自己肯定感を持って自分らしく健やかに育つことができる
- ②こども・若者が自由に意見を表明することができ、その意見が尊重されている
- ③すべてのこども・若者が夢や希望に向け、チャレンジすることができる
- ④経済的基盤が確保され、希望するライフデザインを実現できている
- ⑤社会全体から支えられ、安心してこどもを生み育て、子育ての喜びを実感できる

【基本施策】

「めざす姿」の達成のため、次の9つの基本施策を設定します。

- ①こども・若者の持続的・幸福(ウェルビーイング)の実現に向けた社会全体の意識づくり
- ②こどもの健やかな成長と母親の健康を支える環境づくり
- ③こどもの生き抜く力を育む機会づくり
- ④様々な困難を抱えるこどもと親への支援
- ⑤多様性を尊重し受け容れる社会づくり
- ⑥将来の見通しを持つことができ、結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境づくり
- ⑦地域ぐるみでこどもを育む環境づくり
- ⑧安心してこどもを生み育てながら働ける環境づくり
- ⑨こどもまんなかまちづくりの推進

【基本姿勢】

本計画の実施に当たり、基本姿勢を以下のとおり設定します。

○こどもの育ちの支援

人が生まれながらにして持っている、成長する力や周囲に働きかける力を支援することにより、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育つことができる環境を整備します。

○結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目ない支援

結婚から、妊娠・出産、子育てまで、その時々に必要な支援を切れ目なく提供します。また、保護者が子育ての責任を果たしつつ親として成長するとともに、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることを整える環境を整備します。

○様々な主体がつながる

家庭、地域、企業、学校、行政機関等、それぞれの主体が、相互に支え合い、機能的につながることによって、必要な方に必要な支援が行き渡る環境を整備します。

○こども等の意見反映

全てのこども・若者について、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な環境を整備します。

めざす姿		基本施策	基本姿勢
<p>すべてのこどもが健やかに生まれ育つ温かい社会づくり ↳子育て満足度日本一の実現</p>	<p>具体像</p> <p>① かけがえのない存在として、自己肯定感を持って自分らしく健やかに育つことができる</p> <p>② こども・若者が自由に意見を表明することができる</p> <p>③ すべてのこども・若者が夢や希望に向け、チャレンジすることができる</p> <p>④ 経済的基盤が確保され、希望するライフデザインを実現できている</p> <p>⑤ 社会全体から支えられ、安心してこどもを生まみ育て、子育ての喜びを実感できる</p>	<p>1 こども・若者の持続的幸福(ウェルビーイング)の実現に向けた社会全体の意識づくり</p> <p>2 こどもの健やかな成長と母親の健康を支える環境づくり</p> <p>3 こどもの生き抜く力を育む機会づくり</p> <p>4 様々な困難を抱えるこどもと親への支援</p> <p>5 多様性を尊重し受け容れる社会づくり</p> <p>6 将来の見通しを持つことができ、結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境づくり</p> <p>7 地域ぐるみでこどもを育む環境づくり</p> <p>8 安心してこどもを生まみ育てながら働ける環境づくり</p> <p>9 こどもまんなかまちづくりの推進</p>	<p>● こども等の意見反映</p> <p>● 様々な主体がつながる(家庭・地域・企業・学校・行政機関等)</p> <p>● 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援</p> <p>● こどもの育ちの支援</p>
	<p>評価体系</p> <p>○個別事業ごとの評価指標 ○総合的な評価指標</p>		

第4章 計画の評価体系

「めざす姿」である「子育て満足度日本一」について、分かりやすく、かつ、きめ細かく評価するため、個別事業ごとの評価指標と総合的な評価指標を組み合わせた評価体系とします。

(1) 個別事業ごとの評価

個別事業の進捗状況进行评估するため、概ね全ての基本施策の各節ごとに96項目を選定しました。

(2) 総合的な評価

効果を図る指標として、子育て満足度に関する代表的な指標を設定し、「子育て満足度日本一」に向けた取組を分かりやすく評価することとしており、11項目を選定しました。

進捗状況の公表について

本計画の進捗状況については、県議会や「おおいた子ども・子育て応援県民会議」等において、毎年度フォローアップを行うとともに、県ホームページ等で公表します。

また、進捗状況の公表に合わせて、優良事例の紹介に努め、更なる取組の推進を図ります。

(1) 個別事業ごとの評価

新章	新節	NO	新指標名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R11年度)	
第1章 子ども・若者の持続 的幸福(ウェル ビーイング)の実現 に向けた社会全体 の意識づくり	(2)子どもの人権を尊重 する意識づくり	1	体験的参加型人権学習を受講した児童生徒の割合	%	100	R5	100	
		2	社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	%	12.4	R4	R7審議会で検討	
		3	管理的職業従事者に占める女性の割合	%	13.4	R4	23.4	
第2章 子どもの健やかな 成長と母親の健康 を支える環境づく り	(1)子どもや母親の健康 づくり	4	妊産婦死亡率(過去5年間の平均)	出生千円	-	R5	全国水準以下 (R4全国3.2)	
		5	周産期死亡率(過去5年間の平均)	出生千円	R6.9公表予定	R5	全国水準以下 (R5全国3.8)	
		6	新生児死亡率(過去5年間の平均)	出生千円	-	R5	全国水準以下 (R4全国0.8)	
		7	妊娠11週以下での妊娠の届出率	%	R7.3公表予定	R5	全国水準以上 (R4全国94.4)	
		8	全出生数中の低出生体重児の割合	%	R6.9公表予定	R5	全国水準以下 (R4全国9.4)	
		9	産後1か月時点での産後うつ等のハイリスク者の割合	%	-	R5	全国水準以下 (R3全国9.7)	
		10	産後ケア事業の利用率	%	-	R5	全国水準以上 (R3全国6.1)	
		11	乳幼児健康診査の受診率(1歳6か月)	%	R7.3公表予定	R5	全国水準以上を維持 (R4全国96.3)	
		12	乳幼児健康診査の受診率(3歳)	%	R7.3公表予定	R5	全国水準以上 (R4全国95.7)	
		13	3歳児でむし歯のない者の割合	%	R7.3公表予定	R5	94%以上	
		14	12歳児1人あたりのむし歯本数	本	R6.11月頃公 表予定	R5	0.6本	
		15	妊娠中の妊婦の喫煙率	%	R7.2公表予定	R5	0.0	
		16	育児期間中の母親の喫煙率	%	R7.2公表予定	R5	全国水準以下 (R4全国5.3)	
		17	育児期間中の父親の喫煙率	%	R7.2公表予定	R5	全国水準以下 (R4全国30.8)	
		(2)思春期からの健康づく り	18	十代の人工妊娠中絶率	人口千円	R6.9公表予定	R5	全国水準以下 (R4全国3.6)
		(3)子どもの病気への支 援	19	小児の二次救急医療体制の整備率 (整備済医療圏数/医療圏数)	%	100	R5	100.0
		(4)食育の推進	20	月に1回以上食育に取り組む小・中学校の割合	%	-	R5	100.0
	第3章 子どもの生き抜く 力を育む機会づく り	(1)-①幼児教育の充実	21	架け橋期のカリキュラムを作成した幼児教育施設の割合	%	-	R5	48.0
			22	児童生徒の学力(全国平均正答率との比)【小学校】	%	102	R5	102
		(1)-②確かな学力の育 成	23	児童生徒の学力(全国平均正答率との比)【中学校】	%	98	R5	101
24			読書が好きな児童生徒の割合(小5)	%	69.5	R5	75.8	
(1)-③豊かな心の育成		25	読書が好きな児童生徒の割合(中2)	%	62	R5	69.8	
		26	読書が好きな児童生徒の割合(高1)	%	61.3	R5	69.5	
(1)-④健やかな体の育 成		27	児童生徒の体力(総合評価C以上の児童生徒の割合)(小5)	%	78.7	R5	82.5	
		28	児童生徒の体力(総合評価C以上の児童生徒の割合)(中2)	%	80.4	R5	84.0	
(1)-⑤信頼と対話に基 づく学校運営の実現		29	「地域とともにある学校」づくりの推進に向けて体制が整っている学校の割合(小・中学校)	%	56.6	R5	100.0	
		30	地域の高校(大分市・別府市を除く)における学校運営協議会の設置割合	%	25	R5	70.8	
(2)家庭や地域の教育 力の向上	31	大分県立美術館の体験学習などに参加する子どもの数	人/年	16,990	R5	15,000		
	32	家庭教育を支援する取組を行う組織の数	団体	40	R5	85		
第4章 様々な困難を抱え る子どもと親への 支援	(1)児童虐待に対する取 組の強化	33	子ども家庭センター設置市町村数	市町村	-	R5	18	
		34	市町村等児童福祉司任用資格取得研修受講者数(累計)	人	213	R5	275	
	(2)児童養護施設や里 親など家庭に代わる養 育(代替養育)の充実	35	家庭に代わる養育を必要とする子どものうち里親・ファミリーホームで養育する子どもの割合	%	39.1	R5	45~55	
		36	里親登録数	組	218	R5	280	
		37	児童養護施設の本体施設敷地内で行う小規模グループケア率	%	94.7	R5	100	

新章	新節	NO	新指標名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R11年度)	
第4章 様々な困難を抱える子どもと親への支援	(2)児童養護施設や里親など家庭に代わる養育(代替養育)の充実	38	地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア数	か所	10	R5	16	
		39	児童家庭支援センター数	か所	5	R5	6	
		40	児童養護施設等の一時保護専用施設数	か所	3	R5	5	
		41	児童養護施設における基幹的職員研修課程の修了者数(累計)	人	143	R5	183	
	(3)子どもの貧困対策の推進	42	生活保護世帯に属するこどもの中学校卒業後の進路決定率	%	R7.1公表予定	R5	99.2	
		43	生活保護世帯に属するこどもの高等学校卒業後の進路決定率	%	R7.1公表予定	R5	97.9	
		44	児童養護施設のこどもの中学校卒業後の進路決定率	%	97	R5	100	
		45	児童養護施設のこどもの高等学校卒業後の進路決定率	%	100	R5	100	
	(4)ひとり親家庭への支援	46	大分県母子・父子福祉センターへの相談件数	件	797	R5	610	
		47	大分県母子家庭等就業・自立支援センターでの自立支援プログラムの作成件数(2回以上面接)	件	33	R5	77	
		48	大分県母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業件数	件	26	R5	72	
		49	母子家庭のうち年間就労収入が300万円以上の家庭の割合	%	R7.3公表予定	R5	22.3	
	(5)いじめ・不登校やひきこもりへの対応	50	母子家庭等自立支援給付金を利用して資格取得のために修学した人の就職率	%	84.2	R5	100	
		51	学校内外の機関等による専門的な相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合(小学校)	%	81.6	R5	93.6	
		52	学校内外の機関等による専門的な相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合(中学校)	%	67.2	R5	85.2	
		53	いじめの解消率(小学校)	%	78.4	R5	86.6	
		54	いじめの解消率(中学校)	%	71	R5	85.2	
		55	いじめの解消率(高校)	%	78.4	R5	94.3	
	第5章 多様性を尊重し受け容れる社会づくり	(1)障がい児への支援	56	子ども・若者総合相談センター/ひきこもり地域支援センターから支援先につないだ割合	%	38.1	R5	45.3
			57	知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率	%	23.9	R5	全国平均+2%
58			「適切な学びの場として通級での指導を受ける人数(人)」	人	437	R5	573	
59			「『個別の教育支援計画』の作成率(通常学級に在籍し、必要な児童生徒への作成率)(%)」(小学校)	%	79.8	R5	92.0	
60	「『個別の教育支援計画』の作成率(通常学級に在籍し、必要な児童生徒への作成率)(%)」(中学校)	%	94.9	R5	98.4			
第6章 将来の見通しを持つことができ、結婚・妊娠・出産の希望が叶う環境づくり	(1)結婚・妊娠・出産への支援	61	出会いサポートセンター成婚数(累計)	組	197	R5	510	
		62	不妊治療費(先進医療)助成件数	件	-	R5	増加	
		63	妊活応援検診(不妊検査費)助成件数	件	-	R5	増加	
		64	プレコンセプションケアの啓発にかかる講座の受講者数	回	-	-	200	
	(2)若者の就労支援	65	若年者(45歳未満)就職率	%	35.5	R5	40	
		66	新規高卒者の県内就職率	%	R7.1公表予定	R5	78	
		67	(農業・林業・水産業)新規就業者数	人/年	467	R5	440	
第7章 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり	(1)地域子育て支援サービスの充実	68	地域子育て支援拠点(こどもルーム、子育て支援センターなど)を知っていると答えた親の割合	%	76.1	R5	100	
		69	ファミリー・サポート・センターを知っていると答えた親の割合	%	47.3	R5	100	
		70	一時預かり実施保育所数	か所	165	R5	(検討中)	
		71	トワイライトステイ事業実施市町村数	市町村	14	R5	13	
		72	放課後児童クラブ数	か所	385	R5	(検討中)	
		73	指針で求められている児童1人あたりのスペースを確保している放課後児童クラブの割合	%	86.8	R5	100	
	(2)幼児期の教育・保育の環境整備	74	教育・保育施設定員数(2号認定)	人	15,499	R5	(検討中)	

新章	新節	NO	新指標名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R11年度)
第7章 地域ぐるみでこどもを育む環境づくり	(2)幼児期の教育・保育の環境整備	75	教育・保育施設定員数(3号認定)	人	13,478	R5	(検討中)
		76	認定こども園数	か所	184	R5	(検討中)
		77	認定こども園と幼稚園における在園児の預かり保育(一時預かり)実施施設数	か所	226	R5	(検討中)
		78	病児・病後児保育実施施設数	か所	32	R5	(検討中)
	(2)幼児期の教育・保育の環境整備	79	市町村幼児教育アドバイザー養成数	人	87	R5	165
	(3)子育て支援者の育成	80	放課後児童支援員・子育て支援員研修終了者数(累計)	人	2,387	R5	3,400
		81	ホームスタート事業に関わる訪問ボランティア数(累計)	人	407	R5	(検討中)
	(4)子育て支援サービスに関する情報提供の充実	82	利用者支援事業を実施している市町村数	市町村	17	R5	17
		83	ホームページ「子育てのタネ」アクセス件数(累計)	件	166,815	R5	156,000
		84	子育て支援サービスを知っていると答えた人の割合	%	47.8	R5	100
(5)子育て支援のネットワークづくり	85	「協育」ネットワークの取組に参加する地域住民の数	万人	11.1	R5	11.7	
第8章 安心してこどもを生み育てながら働ける環境づくり	(1)ワーク・ライフ・バランスの推進	86	「おおいた子育て応援団(しごと子育てサポート企業)」認証企業数	社	644	R5	850
	(2)男性の家事・育児の推進	87	男性の育児休業取得率	%	27.9	R5	78
	(3)女性の就労支援	88	女性活躍推進宣言企業数(累計)	社	332	R5	542
第9章 こどもみんながまちづくりの推進	(1)子育てしやすい生活環境づくり	89	県営住宅の子育て世帯向け住戸整備戸数	戸	30	R5	280
	(2)安心して外出できる環境づくり	90	大分あったか・はーと駐車場協力区画数	区画		R5	2,805
		91	1人あたりの都市公園等面積	m ²	12.3	R5	12.5
	(3)こどもを交通事故から守る環境づくり	92	通学路合同点検の要対策箇所対策率	%	-	R5	92.2
		93	通学路合同点検の実施回数(累計)	回	60	R5	75
	(4)こどもを犯罪から守る環境づくり	94	ヤングサポートパトロール実施回数(累計)	回	5,859	R5	3,600
		95	フィルタリングサービスその他の方法により携帯電話等によるインターネット利用を監督している保護者の割合(小・中・高)	%	97.2	R5	100
96		インターネットの利用について「家庭のルール」があると回答した保護者の割合	%	72.8	R5	85.0	

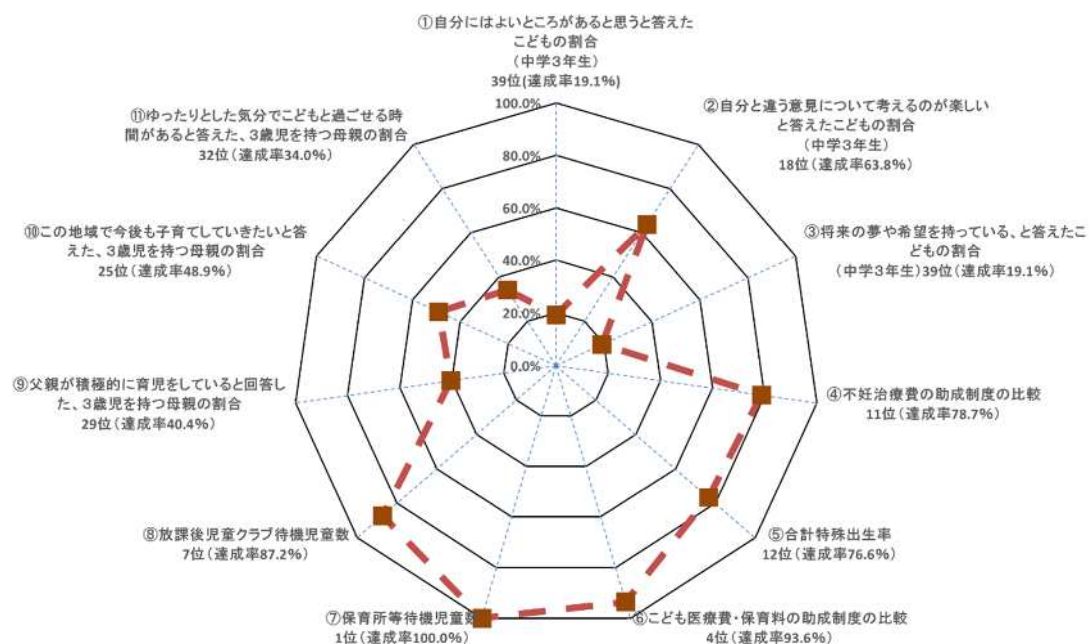
(2) 総合的な評価

大分こどもまんなかプラン（第5期計画）総合的な評価指標

具体像	指標	目標値 (R11年度末)	基準値 (R5年度末)
1 かけがえのない存在として、自己肯定感を持って自分らしく健やかに育つことができる	①自分にはよいところがあると思うと答えたこどもの割合 (中学3年生)	1位	39位
2 こども・若者が自由に意見を表明することができ、その意見が尊重される	②自分と違う意見について考えるのが楽しいと答えたこどもの割合 (中学3年生)	1位	18位
3 すべてのこども・若者が夢や希望に向け、チャレンジすることができる	③将来の夢や希望を持っている、と答えたこどもの割合 (中学3年生)	1位	39位
4 経済的基盤が確保され、希望するライフデザインを実現できている	④不妊治療費の助成制度の比較	1位	11位
	⑤合計特殊出生率	1位	12位
	⑥こども医療費・保育料の助成制度の比較	1位	4位
5 社会全体から支えられ、安心してこどもを育て、子育ての喜びを実感できる	⑦保育所待機児童数	1位	1位
	⑧放課後児童クラブ待機児童数	1位	7位
	⑨父親が積極的に育児をしていると回答した、3歳児を持つ母親の割合	1位	29位 (R4)
	⑩この地域で今後も子育てしていきたいと答えた、3歳児を持つ母親の割合	1位	25位 (R4)
	⑪ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間があると答えた、3歳児を持つ母親の割合	1位	32位 (R4)
総合的な達成状況 ※指標①～⑪までの達成率を平均したもの ※全国順位が出る指標は達成率で表示 (1位=100%)		100%	60.2%
全国順位		1位	15位

「総合的な子育て満足度」レーダーチャート

※全国順位が出る指標は達成率で表示（1位=100%）



第5章 計画の推進に当たって

この計画を着実に推進するためには、行政はもとより、家庭や地域、学校、企業等がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携し、取組を進めていくことが大切です。

そのためには、県民一人ひとりが、こどもまんなか社会及び次世代育成支援の必要性等について深く理解し、自身の問題として主体的に取り組むことが何より大切です。この計画がそのための指針として活用され、県内に自主的な取組の輪が広がることを期待します。

第1節 家庭や地域、学校、企業等の役割

①家庭の役割

家庭は、こどもを養育する基本的な場です。愛情あふれる温かい雰囲気の中で、家族一人ひとりが子育てについて責任を持ち、お互いに助け合うことにより、こどもを一人の人間として尊重し守り育てるとともに、基本的な生活習慣や社会的な規範を身につけさせることが必要です。

②地域の役割

地域は、こどもの社会性や自主性を養う場です。子育て家庭に、より身近な場であることから、住民が相互に助け合うとともに、ボランティアやNPOなどの人材をはじめ、既存の設備や自然環境といった地域の資源を活用し、こどもの健やかな育ちや子育てを支援するための仕組みづくりを推進していくことが必要です。

③学校等の役割

認定こども園、幼稚園、保育所及び学校は、こどもが家庭以外で最も長い時間を過ごす場所です。様々な体験活動を通じて、社会の一員として必要な習慣や規範を身につけさせるとともに、家庭や地域と連携し、こどもが自らの存在を実感できるよう、その個性に応じた教育等を行うことが必要です。

④企業等（事業主）の役割

こどもを生き育てやすい環境づくりを推進するためには、家庭や地域のみならず職場のあり方も極めて重要です。

事業主は、次世代育成支援対策の成否が将来の企業等の存立にも影響する自らの問題であることを認識し、就労環境の整備などの取組を積極的に推進していくことが必要です。

また、「次世代育成支援対策推進法」において、常時雇用する労働者が101人以上の事業主について、次世代育成支援のための行動計画（一般事業主行動計画）策定及び届出が義務づけられています。100人以下の事業主についても、策定が努力義務とされています。

第2節 県の役割

① 集中的・計画的な推進

こどもまんなか社会の実現及び次世代育成支援対策は、県政において早急に取り組むべき最重要課題であり、この計画に沿って、集中的かつ計画的に推進します。

また、庁内の関係部局が連携を密にし、各種施策を総合的に推進するとともに、毎年度、計画の進捗状況等についての点検・評価を実施します。

② 市町村との連携

こどもまんなか社会の実現に向けた取り組みや次世代育成支援対策に係る行政施策の多くは、県民に最も身近な市町村によって実施されており、市町村における主体的な施策の実施が重要であり、県では、各施策が適正かつ円滑におこなわれるよう、市町村に対する必要な助言や適正な援助を行うことが求められています。

そのため、県は、市町村と密接な連携を図りつつ、各市町村において策定された行動計画の推進を積極的に支援し、県全域での取組の底上げを図ります。

③ 国との連携等

こどもまんなか社会の実現には、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、国において制度の改善や必要な財源措置等を行うことが重要です。また、次世代育成支援対策を推進するためには、子育てと仕事の両立を図るための働き方の見直しや、子育てに係る経済的負担の軽減など、国において制度の改善や必要な財源措置等を行うことが重要です。

県は、国に対し、地域の実情等について適宜情報発信するとともに、全国知事会等あらゆる機会を通じて、必要な提言や要望等を行います。

③ 県民参加と情報公開

こどもまんなか社会に向けた取組及び次世代育成支援対策が全県的な広がりの中で展開されるよう、「おおいた子ども・子育て応援県民会議」において、一般公募で選ばれた方のほか、こどもの保護者や、こども・子育て支援に関する事業に従事している方、学識経験者等に委員を任命して、幅広い県民の意見を取り込みながら、計画の推進を図ります。

また、この計画の内容や毎年度の進捗状況や「おおいた子ども・子育て応援県民会議」における委員の意見等について、県庁ホームページ内「大分県次世代育成支援のページ」で公表するなど、情報公開に努めます。

II 各論編

第1章 こども・若者の持続的 幸福（ウェルビーイング）の実現に 向けた社会全体の意識づくり

第1節 社会全体の意識づくり

第2節 こどもの人権を尊重する意識づくり

第3節 男女共同参画に関する意識づくり

第1節 社会全体の意識づくり

1 めざす姿

- ・「こどもまんなか社会※」の実現により、こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができます。
- ・こどもも大人も、全ての県民が、大切にされている、共に生きているという幸せを実感することができます。
- ・こどもや子育て中の保護者等に声をかけ、気遣う温かなふれあいがどこにでもあります。
- ・若い世代が、こどもを生み、育てることに夢や希望を持つことができます。

※こどもまんなか社会=こども大綱において、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」と定義されています。

2 具体的な取組

- ①こどもと子育て家庭を社会全体で支える機運を醸成するため、全ての県民が、次世代育成支援対策の必要性について理解を深め、それぞれの地域や立場に応じた取組の輪を拡げることができるよう、「おおいた子育て満足度日本一」推進期間等を通じて、全県的な広がりのある広報・啓発活動を展開します。
- ②こどもや若者が、出産や子育てを通じて喜びを感じることができるよう、肯定的なメッセージを、様々な機会を活用して発信します。
- ③「大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社会づくり推進条例」に基づき、人権が尊重される社会づくりを推進します。
- ④青少年の健全育成を図るため、「大分県青少年の健全な育成に関する条例」を適切に運用するとともに、条例で規定した「青少年の日（毎月第3金曜日）」等における県民の責務について啓発を推進します。

第2節 こどもの人権を尊重する意識づくり

1 めざす姿

- ・こどもが、「自分の権利」について、学校や家庭、地域でしっかり学ぶことができます。
- ・こどもが、自分も他者も大切にすることを大切にすることができます。
- ・こどもが、こどもの意見や気持ちを尊重し、こどもとの対話を大切にします。

2 具体的な取組

(1) こどもの権利についての普及・啓発

- ①こどもを権利の主体として位置付けた「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の趣旨や、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」とする「児童福祉法」の理念の普及に努めます。
- ②こどもが、大人とともに「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」等に基づいた学習をとおして自分の暮らしや将来に関し、自由に自分の夢や気持ち、意見を大人に伝えられる機会を積極的に設け、こどもの保護や支援に当たっては、こどもの意見が尊重され、こどもの最善の利益が優先して考慮されるよう努めます。
- ③こどものしつけに際して保護者が体罰を加えることのないよう、子育てに体罰は不要であることの啓発や、子育てに悩む保護者の支援体制の充実に努めます。
- ④いじめや虐待等こどもの現状について、認識を深めるとともにこどもを社会全体で守る環境づくりに努めます。

(2) こどもの人権に関する学習の推進

- ①こどもが、自分と他者それぞれの権利の大切さを認めながら、生活の中にある人権侵害に気づき、適切に対処するためのスキル（技能）や態度の育成を図ります。
- ②こどもが、相手の意見を受け止めながら自分の思いもきちんと伝えるなど、発達段階に応じて意見表明をする力量を高めるための学習を進めます。

(3) こどもの自尊感情の醸成

学校や地域、家庭での様々な活動を通して、こどもが、肯定的な感情や自分を価値ある存在と思う気持ちを感じることをできるよう、また、相互の違いを認め合う中で、自分の大切さとともに他の人の大切さも認めることができるよう、「人権尊重の3視点」を活用した学習を進めます。

※ 「人権尊重の3視点」とは、児童生徒の「自己有用感」を高めるための視点であり、「わかる授業」の成立のための視点です。「自己存在感を持たせる支援」、「共感的関係を育成する支援」、「自己選択・決定の場の設定」の3つの視点に立ち、学習を進めます。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	目標値 (R11年度)	
		(年度)		
体験的参加型人権学習を受講した児童生徒の割合	%	100	R5年度	100

第3節 男女共同参画に関する意識づくり

1 めざす姿

- ・「男性は仕事、女性は家庭」など固定的な性別役割分担意識が解消され、お互いの人権が尊重され、性別に関わりなく個性と能力を発揮できます。
- ・男性も女性も、相互に協力しながら家事や育児を行い、共に喜びと責任を分かち合っ心豊かに暮らすことができます。
- ・男性も女性も、家庭生活と仕事や地域活動を両立させて、充実した生活を送ることができます。

2 具体的な取組

- ①家庭・地域・働く場における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた意識啓発を行います。
- ②夫婦で家事や育児を分担して行うことの意義や大切さについて理解が広まるよう、広報・啓発を行うとともに、男性同士が家事や育児について交流できる場を創出する取組を推進します。
- ③家庭・地域・働く場での女性の活躍を推進します。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基準値	目標値（R11年度）	
			(年度)	
社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	%	12.4	R4年度	R7審議会で検討
管理的職業従事者に占める女性の割合	%	13.4	R4年度	23.4

※令和11年度目標値については、令和7年度「大分県男女共同参画審議会」等で審議の上、設定を行う。

第2章 こどもの健やかな成長と母親 の健康を支える環境づくり

第1節 こどもや母親の健康づくり

第2節 思春期からの健康づくり

第3節 こどもの病気への支援

第4節 食育の推進

第1節 こどもや母親の健康づくり

1 めざす姿

- ・リスクを伴う妊娠・出産に臨む女性が、高度・専門的な医療により守られているという安心感が得られます。
- ・妊産婦が、安心して健診を受けることができます。
- ・妊娠中及び出産後の女性が、必要に応じて職場での負担軽減措置を受けることができます。
- ・こどもが不安な時に、いつでも体や気持ちを受けとめてもらえることで、安心感や他者への信頼感が育まれ、愛着形成を促せます。
- ・こどもの育ちや子育てが、多くの人に支えられていると実感できます。

2 具体的な取組

(1) 安全・安心な妊娠・出産環境の確保

- ①県内における周産期医療体制を検討・評価するため、産科・新生児科・救急関係者等からなる大分県周産期医療協議会を開催し、安定した周産期医療提供体制を維持します。
- ②一次医療機関と二次・三次周産期医療機関の役割を明確にし、高度・専門的な医療を必要とする妊婦や新生児が安全・安心な医療を受けられるよう、連携強化を図ります。
- ③周産期救急搬送を必要とする妊婦や新生児の安全を守るため、周産期救急搬送体制に係る産科・新生児科・救急関係者等の周産期医療関係者の研修等を実施します。
- ④働く女性が、母子保健法に定める保健指導や妊婦健康診査を受診できるよう、また、職場における労働時間の短縮等、職場において医師等の指導に基づく適切な措置が図られるよう、男女雇用機会均等法や「母性健康管理指導事項連絡カード」の活用について、普及・啓発を行います。
- ⑤市町村が実施する公費負担による妊婦健康診査の受診勧奨を促し、悩みや困りごとを抱えている若者等に対し、産科医療機関への同行支援や初回産科受診料支援等により、未受診妊婦や飛び込み出産の減少を図ります。また、産科医療機関まで20km以上ある妊産婦への交通費支援を行い妊産婦の経済負担の軽減を図ります。
- ⑥精神疾患を持つあるいは精神的リスクを持つ妊婦に対し、産科医療機関と精神科医療機関、行政との連携により、無事に出産に至るよう支援体制の強化を図ります。
- ⑦妊産婦に対し、かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診や予防処置を受け、本人及び生まれてくるこどもの歯や口腔の健康管理を行う習慣を身につけることの重要性について、普及・啓発に努めます。

(2) 妊娠期からの切れ目ない支援の充実

- ①「こどもの育ちや子育てが多くの人に支えられている」と実感できるよう、こども家庭セ

ンターや地域子育て支援拠点等で、妊娠・出産・育児期等のライフステージごとに、利用可能な医療・保健福祉サービス等の情報提供を行うとともに肯定的なメッセージをタイムリーに伝えることを推進します。

②妊娠・出産に関する悩みや女性の心身の健康に関する悩みに専門的に対応するため、子育て・女性健康支援センター（おおいた妊娠ヘルプセンター）の充実を図ります。

③妊娠中は精神的にも不安定になりやすく、妊婦自身の体調や初めての出産や多胎児の子育てなど、育児に不安を抱く場合には、産科・小児科、必要に応じて精神科医療機関と行政が連携して支援を行う（「ペリネイタル・ビジット事業」等を利用する）ことで、産後うつ予防や育児不安の軽減を図り、産後も、市町村において産後ケア事業や乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援家庭訪問事業を推進します。

（3）地域におけるネットワークの推進

圏域ごとの関係者連絡会議の開催や育児等保健指導（ペリネイタル・ビジット事業）を推進し、医療機関、地域保健、福祉関係機関が連携した「地域母子保健・育児支援システム」（ヘルシースタートおおいた）による妊娠期からの切れ目ない支援体制を充実します。

（4）こどもの健やかな発育・発達への支援

①市町村が実施する乳幼児健康診査の平準化及び質の向上を図り、乳幼児期の疾患や障がいの早期発見に努めるとともに、早期療育を行うため、関係機関のネットワーク化を推進します。

②市町村と連携し、こどもの事故防止や乳幼児突然死症候群予防対策、受動喫煙防止対策、予防接種の意義について、保護者、保育関係者等に対し、広報・普及啓発を推進します。

③心身の状態や経済的状況等により、こどもの発育・発達に影響を及ぼすおそれのあるハイリスク妊産婦を早期に発見し、切れ目なく支援が行える体制の充実を図ります。

④乳幼児期の愛着を育むための医療機関や保育関係者等と連携した支援体制づくりを推進します。

⑤むし歯予防のための食生活の確立とフッ化物応用等による効果的な歯科口腔保健対策の推進を図ります。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R11年度)
妊産婦死亡数(過去5年間の平均)	出産 千対	-	R5年度	全国水準以下 (R4 全国 3.2)
周産期死亡率(過去5年間の平均)	出産 千対	R6.9 公表予定	R5年度	全国水準以下 (R5 全国 3.8)
新生児死亡率(過去5年間の平均)	出産 千対	-	R5年度	全国水準以下 (R4 全国 0.8)
妊娠11週以下での妊娠の届出率	%	R7.3 公表予定	R5年度	全国水準以上 (R4 全国 94.4)
全出生数中の低出生体重児の割合	%	R6.9 公表予定	R5年度	全国水準以下 (R4 全国 9.4)
産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合	%	-	R5年度	全国水準以下 (R3 全国 9.7)
産後ケア事業の利用率	%	-	R5年度	全国水準以上 (R3 全国 6.1)
乳幼児健康診査の受診率(1歳6か月)	%	R7.3 公表予定	R5年度	全国水準以上を維持 (R4 全国 96.3)
乳幼児健康診査の受診率(3歳)	%	R7.3 公表予定	R5年度	全国水準以上 (R4 全国 95.7)
3歳児でむし歯のない者の割合	%	R7.3 公表予定	R5年度	94%以上
12歳児1人あたりのむし歯本数	本	R6.11 公表予定	R5年度	0.6 本
妊娠中の妊婦の喫煙率	%	R7.2 公表予定	R5年度	0.0
育児期間中の母親の喫煙率	%	R7.2 公表予定	R5年度	全国水準以下 (R4 全国 5.3)
育児期間中の父親の喫煙率	%	R7.2 公表予定	R5年度	全国水準以下 (R4 国 30.8)

第2節 思春期からの健康づくり

1 めざす姿

- ・思春期のこどもが、その時期特有の身体的・精神的不安や悩みについて相談できます。
- ・思春期のこどもが、自分の健康に関する興味関心や、適切な健康習慣、性の知識を身につけた上で、将来のライフイベントを見据え、自らのライフデザインを描くことができます。
- ・思春期のこどもが、思春期特有の悩みを軽減し、自己肯定感を高めることができます。

2 具体的な取組

(1) 思春期特有の悩みの軽減への支援

大分県こころとからだの相談支援センターや保健所、おおいた妊娠ヘルプセンター（子育て・女性健康支援センター）において、思春期の身体的・精神的不安や悩み等に関する相談・支援活動の充実を図ります。

(2) 健康教育等の推進

- ・保健所・市町村において学校保健等と連携し、性感染症や人工妊娠中絶、喫煙、ダイエット等の健康問題に関する情報提供や健康教育を推進します。
- ・男女を問わず、性や健康に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進します。

(3) 学校保健における指導の充実

- ①学校保健に対する校内の指導体制を確立するとともに、保健、医療、福祉等の関係機関と連携し、学校保健委員会の役割・機能の充実を図ります。
- ②健康相談に係る研修を通じた養護教諭の資質向上を図り、こどもの気持ちに寄り添った支援を行います。
- ③心の健康及び薬物乱用防止について、各学校において学校保健計画を作成し、指導時間の確保と充実を図ります。
- ④性に関する指導については、こどもの発達段階を踏まえ、保護者の理解を得ながら、学校全体で共通理解を図り、保健体育科や特別活動等における集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うように努めます。
- ⑤スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフを活用した組織的な対応を徹底します。

3 数値目標

指標名	単位	基準値		目標値（R11年度）
			（年度）	
十代の人工妊娠中絶率	人口千対	R6.9 公表予定	R5年度	全国水準以下 （R4 全国 3.6）

第3節 こどもの病気への支援

1 めざす姿

- ・安心してこどもの病気に関する相談や医療を受けることができます。
- ・こどもの医療費に係る負担が軽減されます。
- ・小児慢性特定疾病等で長期に療養が必要なこどもとその家族の精神的な不安が軽減されます。

2 具体的な取組

(1) 小児救急医療体制の整備

- ①休日・夜間におけるこどもの急な病気やけがに関する相談に応じる大分県こども救急電話相談事業を実施します。
- ②地域の実情に応じた小児の休日・夜間における軽症の救急患者の受入体制整備を進めます。
- ③入院や手術の必要な小児救急患者をいつでも受け入れられる体制の整備を進めます。

(2) 早期治療の促進等

- ①子育て家庭の経済的負担を軽減することにより、こどもの傷病の早期治療を促進し、保健の向上を図るため、市町村が実施する乳幼児等への医療費をはじめ、未熟児養育医療費、育成医療費等の助成を行います。
- ②小児がんや慢性疾患等治療が長期にわたる小児慢性特定疾病患者に対し、家族の経済的負担を軽減するため、医療費の自己負担の一部を助成します。
- ③長期に療養が必要なこども（小児慢性特定疾病児童等）及びその家族を支えるため、地域における支援体制の強化を図ります。
- ④先天性代謝異常等検査の充実を図り、発症予防や正常な発育を支援します。

3 数値目標

指標名	単位	基準値		目標値 (R11年度)
			(年度)	
小児の二次救急医療体制の整備率（整備済医療圏数／医療圏数）	%	100	R5年度	100.0

第4節 食育の推進

1 めざす姿

- ・「食べることは楽しい」と感じ、家族や仲間等、他者とのふれあいも深まり、食事マナーや礼儀作法が身につきます。
- ・体の成長や健康づくりには、バランスのとれた規則正しい食事が重要であることがわかります。
- ・食品の栄養や安全性について正しく知ること、自分で食品を選び、おいしい料理を作ることができます。
- ・食料の生産、流通、消費の仕組みや自分の住む地域の産物、また、それらに関係する人々等を理解し、食べ物への感謝や地域の食文化、豊かな自然環境を大切にする気持ちが生まれます。

2 具体的な取組

(1) 食を通じた家族や地域のふれあい

- ①家族や仲間と一緒に料理や食事をする事を通じて、食の楽しさを伝えていきます。
- ②地域の共食の場を通じて世代間の交流を進め、食事のマナー、食文化、バランスのとれた食事の大切さなどを伝えます。

(2) 望ましい食習慣の定着

- ①市町村が実施する乳幼児健診における離乳食指導や相談機会の活用、また、幼稚園・保育所等との連携により、正しい食習慣が確立できるよう、食育の充実や食物アレルギー対策など、市町村と連携した取組を推進します。
- ②食生活改善推進協議会が行う「おやこの食育教室」や若者世代向けの講習会などを通じ、地域の栄養・食生活の課題解決のため、こどもから高齢者に対する食育を推進します。
- ③学校において、児童生徒が食に関する正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく力や望ましい食習慣を身につけることができるよう、食育の中核的役割を担う栄養教諭の配置を進めます。
- ④学校において、学級活動をはじめ家庭科や給食の時間を利用した食に関する指導を行うほか、親子料理教室の開催や給食だより等により家庭への積極的な情報提供を行うなど、家庭や地域と連携しながら学校教育活動全体を通じた食育を推進します。
- ⑤家庭の事情から食習慣に問題があるこどもについては、栄養教諭等を中心に学校全体で、さらにスクールソーシャルワーカーや地域の関係機関等と連携して必要な相談指導や支援を行います。

(3) 地域の食文化の継承

- ①おおいた食育人材バンク登録者などの食育の実践者や団体が、こどもの食に関する講習会や親子料理教室、生産体験学習などの指導者として、地域における食育活動に取り組み、

望ましい食習慣の定着や食文化の継承等を図ります。

②学校給食において、地産地消を促進し、総合的な学習の時間や他の教科とも連携を図りながら、地域の農林水産業に携わる人々の姿や生産・流通・消費の仕組みを理解してもらうとともに、地域の伝統的な食文化を大切にしていける心を育成します。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基準値		目標値 (R11 年度)
			(年度)	
月に1回以上食育に取り組む小・中学校の割合	%	-	R5 年度	100.0

第3章 こどもの生き抜く力を育む機会づくり

第1節 こどもの生きる力をはぐくむ学びの推進

- 第1項 幼児教育の充実
- 第2項 確かな学力の育成
- 第3項 豊かな心の育成
- 第4項 健やかな体の育成
- 第5項 信頼と対話に基づく学校運営の実現

第2節 家庭や地域の教育力の向上

第1節 こどもの生きる力をはぐくむ学びの推進

第1項 幼児教育の充実

1 めざす姿

幼稚園と保育所、認定こども園の区分や設置主体の違いに関わらず、全てのこどもが健やかに成長できるように、幼児教育センターを核として、幼稚園教諭、保育士等を対象とする研修や助言を行うことで、幼児教育の更なる質の向上を実現します。

2 具体的な取組

- ①幼児教育と小学校教育を円滑に接続するため、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の教職員等を対象に、架け橋期のカリキュラムに関する研修会を実施します。
- ②幼稚園、保育所、認定こども園等幼児教育施設における教育力・保育力の向上を図るため、各種研修会等を開催するとともに、園からの要請に応じて幼児教育スーパーバイザーを派遣し、園内研修の支援や助言を行います。
- ③幼児教育・保育の振興と質の向上を図るため、市町村幼児教育アドバイザーを育成し、配置を推進します。

3 数値目標

指標名	単位	基準値		目標値（R11年度）
		（年度）		
架け橋期のカリキュラムを作成した幼児教育施設の割合	%	-	R5年度	48.0

第2項 確かな学力の育成

1 めざす姿

- ・こどもが、夢に挑戦し、自己実現ができるよう、「知識・技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力をバランスよく育成し、習熟の程度に応じた指導を行い、着実に学力を伸ばします。
- ・学力向上会議等の実施により、学校・家庭・地域が連携・協力してこどもの学習を支援します。

2 具体的な取組

(1) 小・中学校の学力向上対策に係る支援

- ①こどもの学力や学習状況に応じた学習指導を行うため、学力調査を継続的に実施するとと

もに、調査結果を踏まえながら学習指導の工夫や改善を行います。

②学力に関する情報を保護者や校区の関係者に公開するとともに、学校や家庭、地域が一体となった学力向上の取組を支援します。

③小学校高学年における教科担任制の取組や、中学校学力向上対策「3つの提言」の取組など、組織的な授業改善の取組を促進します。

(2) 各市町村教育委員会に対する支援

①市町村学力向上アクションプランの達成や学校全体による組織的な授業改善の取組が推進されるよう、各種協議会を実施し、情報の提供や助言を行います。

②市町村学力向上アクションプランに基づき、各市町村教育委員会に学力向上に向けた加配教員を配置します。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R11年度)
児童生徒の学力（全国平均正答率との比）【小学校】	%	102	R5年度	102
児童生徒の学力（全国平均正答率との比）【中学校】	%	98	R5年度	101

第3項 豊かな心の育成

1 めざす姿

- ・生命を大切に作る心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等を身に付けることができます
- ・こどもが、自分の気持ちや考えを相手に適切に伝えるとともに、相手の気持ちや考えを、思いやりを持って受け取ることができるようになります。
- ・こどもが、読書を通して、多様なものの見方や考え方を身につけることができます。
- ・こどもが、多彩な文化芸術を通して、豊かな感性や創造性を身につけることができます。

2 具体的な取組

(1) 道徳教育の充実

①自分自身と向き合い、他者とともによりよく生きる資質・能力を備えたこどもを育成するため、「考え、議論する」道徳科の授業を推進するなど道徳教育の充実を図ります。

②児童生徒が様々な人々との出会いや、地域との関わりの中で社会性や協力する心を育むことができるよう、社会福祉施設や地域におけるボランティア活動を推進します。

(2) 文化芸術活動の充実

こどもが文化芸術に触れ、親しむことができるよう、文化体験や作品展示の機会を提供するとともに、地域の人材を活用するなど、中・高等学校における文化部活動の活性化を図り

ます。

(3) 読書活動の充実

- ①こどもが本に親しむ機会を増やすため、小学校において読書活動の実施を推進するとともに、保護者、ボランティアや地域住民の協力による読み聞かせの充実を図ります。
- ②こどもを主体として読書活動を活性化させるため、学校や地域で友達等へ読書の楽しさを伝える「子ども司書（子ども読書リーダー）」を育成します。さらに、中学生、高校生対象のビブリオバトルを開催します。
- ③こどもの主体的な読書活動、学習活動の充実のため、学校図書館の「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能の充実を図り、計画的な図書館活用を推進します。
- ④大分県立図書館情報ネットワーク（OLIB）による、小・中・高等学校への貸出や、県立図書館の休館日を開放した調べ学習体験（スクールサービスデー）を実施するなど、公立図書館と学校が連携した取組を促進します。
- ⑤家庭や地域、学校における取組を支援するため、引き続き「子ども読書支援センター」により、地域や学校の研修会等に子ども読書推進員を派遣します。また、読書活動に役立つ情報を発信します。

(4) 体験活動の充実

- ①「協育」ネットワークや地域人材等を活用し、放課後や休日に、伝統芸術文化活動や環境教育、農業体験、職業体験などのこどもの多様な活動を充実させます。また、引き続き、学校との情報共有や広報の連携を図ります。
- ②県立青少年の家などの青少年教育施設において教育課程を踏まえた体験活動のプログラムを充実させるとともに、不登校の児童生徒を対象とした自然体験・生活体験プログラムを充実させます。また、活動に必要な施設などについて、児童のニーズに合わせた整備・更新を行い、安心して学べる機会の提供に努めます。
- ③こどもたちの科学や技術への興味関心を高めるため、科学技術セミナーや科学体験プラザを開催するとともに、体験型子ども科学館0-Laboの取組を県内全域に広げるなど、小・中学生向け科学体験活動を充実させます。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値		目 標 値 (R11 年度)
			(年度)	
読書が好きな児童生徒の割合 (小5)	%	69.5	R5 年度	75.8
読書が好きな児童生徒の割合 (中2)	%	62	R5 年度	69.8
読書が好きな児童生徒の割合 (高1)	%	61.3	R5 年度	69.5

第4項 健やかな体の育成

1 めざす姿

- ・こどもが運動やスポーツの楽しさや喜びを味わうことにより、主体的に運動やスポーツに親しむ資質や能力が育成されます。
- ・こどもの生活習慣が改善されるとともに、体力や運動能力が向上します。

2 具体的な取組

- ①児童生徒の体力向上を図るため、小学校体育専科教員活用推進校、小学校体育担任制専科教員活用推進校及び中学校体力向上推進校を指定し、学校体育の充実を図ります。
- ②こどもたちがスポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、公立中学校における休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行を促進します。
- ③県下全ての公立小学校、中学校、高等学校において体力向上プランを作成し、児童生徒の体力向上に向けた「1校1実践」に取り組むことにより、運動好きな児童生徒を増やし、運動の習慣化・日常化を図ります。
- ④こどもたちが、学校以外でも運動やスポーツに親しめるよう、運動公園等の充実を図ります。

3 数値目標

指標名	単位	基準値	（年度）	目標値（R11年度）
児童生徒の体力（総合評価C以上の児童生徒の割合）（小5）	%	78.7	R5年度	82.5
児童生徒の体力（総合評価C以上の児童生徒の割合）（中2）	%	80.4	R5年度	84.0

第5項 信頼と対話に基づく学校運営の実現

1 めざす姿

- ・学校運営に保護者や地域住民が参画することにより、学校と地域が一体となってこどもたちを育むことができます。
- ・保護者や地域住民との連携・協働により、学校に対する信頼が深まり、協力関係が構築されます。
- ・保護者や地域住民の意見や地域の教育力を学校運営に活かすことで、地域の強みや特色を生かした教育活動を展開できます。

2 具体的な取組

(1) 地域とともにある学校づくりの推進

- ①学校の教育活動を保護者や地域の方々に積極的に公開するなど、県民の教育に対する関心と理解を深めます。
- ②明日の大分を担う心豊かでたくましい子どもを育成すること等を目的に条例で制定された「おおいた教育の日」（11月1日）や「おおいた教育週間」（11月1日～7日）の取組などを通じて、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。
- ③保護者や児童生徒等からのアンケートを取り入れた学校評価を行います。その際、重点目標に即した項目により評価します。また、学校ホームページ等による評価結果の公表を進めるとともに、課題に対して必要な対策を講じ、改善を図ります。
- ④学校・家庭・地域が目標の達成や課題の解決に向けて協働する「コミュニティ スクール（学校運営協議会制度）」と、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員等のコーディネートによる多様な地域人材が参画する教育活動（地域学校協働活動）の一体的な推進を図ります。
- ⑤各学校のニーズに応じて、地域の優れた人材を授業や部活動等へ活用するなど、様々な場面での保護者や地域住民の協力を通じ、学校教育の一層の活性化を図ります。

(2) 信頼される学校づくりの推進

- ①学力・体力の向上、不登校等の諸課題の解決のため、各学校が具体的な目標を設定し、学校全体で組織的に取り組む「芯の通った学校組織」の取組の深化を図ります。
- ②教員採用選考試験を工夫・改善して魅力あるすぐれた教員を確保し、適正な人事配置を行うとともに、「大分県公立学校教員育成指標」を踏まえ、「大分県公立学校教職員の人材育成方針」に基づき、本県の教育課題を踏まえた人材育成を進めます。

(3) 安全・安心な学校づくりの推進

- ①児童生徒の安全を確保し、安心して学べる環境を整備するため、老朽化対策などを推進するとともに、木材を利用するなど、快適でゆとりのある施設の整備を進めます。
- ②GIGAスクール構想の実現に向けて、整備されている学校ICT環境（児童生徒1人1台端末や高速通信ネットワーク、電子黒板等）の着実な更新を進めます。
- ③登下校時や校内における事件や事故、災害から子どもを守るため、学校の危機管理体制を確立するとともに、家庭・地域や関係機関との連携による安全対策を構築します。
- ④インフルエンザや感染症胃腸炎のほか、新型コロナウイルス感染症など新興感染症についても十分な対応が取れるよう万全な対策を講じます。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R11年度)
「地域とともにある学校」づくりの推進に向けて体制が整っている学校の割合（小・中学校）	%	56.6	R5年度	100.0
地域の高校（大分市・別府市を除く）における学校運営協議会の設置割合	%	25	R5年度	70.8

第2節 家庭や地域の教育力の向上

1 めざす姿

- ・親としてのあり方や子育ての楽しさ、悩みなどを共有したり、助言しあったりすることができます。
- ・こどもにとって、地域における活動の場が充実したり、森林や自然に対する理解が深まります。
- ・地域の人々の見守りにより、こどもの安全が保たれ、親や保護者の安心につながります。
- ・地域の大人にとって、こどもとふれあう機会や、知識、技能を発揮できる機会が増えます。

2 具体的な取組

(1) 家庭の教育力の向上

①家庭教育の啓発に関することや子育てに関する相談などについて、「協育」ネットワーク活動における家庭教育支援の取組や各種研修、県ホームページにおける情報提供などをおして支援を行います。

※「協育」ネットワーク活動とは、地域住民が地域のこどもを守り育てる仕組みのことです。地域のボランティア等が協力して、学習支援や部活動支援、登下校の見守り、放課後や土曜日に行う小学生チャレンジ教室等の活動を行っています。

②家庭への支援に際し、乳幼児の心身の発達と生活、親の役割と家庭保育についての理解に重点を置きます。

(2) 地域の教育力向上のためのネットワークづくり

①学校・家庭・地域が連携・協働してこどもを育てる「協育」ネットワークの構築を引き続き推進するとともに、中核となるコーディネーター（地域学校協働活動推進員）の配置と資質向上等を図ります。

②こどもや若者に芸術文化に触れる機会を提供するため、芸術家や文化団体を地域の小中学校等に派遣し、ミニコンサートの開催や芸術家等との交流の場を設けるとともに、大分県立美術館で開催するこどもを対象としたワークショップやこどもから大人まで楽しめる展覧会など、文化活動に対する支援を行います。

③児童生徒が様々な人々との出会いや自然、地域との関わりの中で気づきを得られるよう、

こどもや子育て家庭が参加できる農林水産業体験や料理教室等を開催します。

- ④こどもに「ものづくり」や「技能」への関心を高めてもらうため、地域のイベントや商業施設等を会場に熟練技能士等による「ものづくり体験教室」を開催します。あわせて、大分県技能祭において親子でものづくりに親しめる「親子技能ふれあい広場」を開催するほか、技能や技術に関する展示を行います。また、非工業系職種を中心に、熟練技能者等を高等学校に派遣して、高校生の技能検定2・3級資格取得のための技術指導を行います。
- ⑤こどもたちのものづくりと科学への関心を結びつけ、発明につながる創造性を育むために、少年少女発明クラブに対して活動支援や地域の指導者の育成を行い、発明品の発表の場として「大分県発明くふう展」を開催します。
- ⑥こどもたちに等しく科学体験の機会を提供するため、O-L a b oにおける科学体験活動を充実させます。施設では、科学に関する展示やプログラミングに関する教材を常設します。さらに県内各地域における科学体験活動を活性化させるため、出前講座や科学体験イベントを実施します。
- ⑦こどもたちが、地球環境等の環境保全に関する問題について、地域の中で主体的に考え、実践的に行動できるよう、「こどもエコクラブ」の結成を促進します。
また、幼・小・中・高校生の環境保全意識の高揚を図るため、要望に応じて、学習会等へ大分県環境教育アドバイザーを派遣します。
- ⑧森林や自然に対するこどもたちの理解や関心を高めるため、「森の先生」の派遣や、こどもたちが木のおもちゃなど木製品とふれあうことで木材への親しみを深める「木育」等による森林・林業教育を推進します。
- ⑨こどもたちが環境問題への関心や理解を深め、解決に向けて自ら考え行動する力を育むため、こどもたちの自然体験等の環境学習を支援するとともに、幼児・児童向け環境教育を推進します。
- ⑩「協育」ネットワークを活用し、地域における家庭教育支援の取組を行う家庭教育支援部会や家庭教育支援チームの設置を促進し、家庭教育に関する地域課題の解決と保護者支援を行います。
- ⑪地域づくりを牽引する人材を育成するため、青少年団体への活動支援を行うとともに、中高生を対象として、リーダーシップを身につける研修会等の開催に取り組みます。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R11 年度)
大分県立美術館の体験学習などに参加するこどもの数	人/年	16,990	R5 年度	15,000
家庭教育を支援する取組を行う組織の数	団体	40	R5 年度	85

第4章 様々な困難を抱えるこどもと 親への支援

第1節 児童虐待に対する取組の強化

第2節 児童養護施設や里親など家庭に代わる養育（代替養育）の充実

第3節 こどもの貧困対策の推進

第4節 ひとり親家庭への支援

第5節 いじめ・不登校やひきこもりへの対応

第1節 児童虐待に対する取組の強化

1 めざす姿

- ・虐待でこどもが傷ついたり、命を落としたりすることがない社会をめざします。
- ・子育てに対する不安軽減を図るため、身近な場所で相談援助が受けられる体制を整えます。
- ・児童虐待を早期に発見し、迅速かつ的確な対応が可能となるよう、児童相談所等の体制強化や関係機関の連携により、多面的・継続的な見守りの仕組みづくりを行います。
- ・虐待を受けたこどもと、その家族との適切な関係の築き直しを行います。

2 具体的な取組

(1) 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応

- ①児童虐待を受けたと思われるこどもを発見した人が速やかに通告できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189 (いちはやく)」の周知に取り組みます。また、「いつでも子育てほっとライン(電話)0120-462-110」にて24時間365日の相談に対応します。
- ②医療機関(産科・小児科)や乳幼児健診との連携により、支援が必要な妊産婦へ緊急的な住まいの提供や保健指導を受ける機会を提供するとともに、乳児のいる家庭への全戸訪問や、育児不安の強い親や児童虐待が懸念される家庭を対象に養育支援を行うなどの取組を促進し、虐待の未然防止を図ります。
- ③児童虐待の未然防止と早期発見に資するとともに、関係機関と連携し適切な時期に適切な支援につなげられるよう市町村職員や保健師、教職員、保育士等に対する研修を実施するなど、人材の育成に努めます。
- ④こどもとその家庭や妊産婦等を対象に、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働により、児童虐待の発生防止等のため、その必要な支援に係る業務全般を行う「こども家庭センター」の設置を促進します。
- ⑤要保護児童の早期発見や見守りが必要なこどもに適切な支援が行われるよう、市町村ごとに設置される「要保護児童対策地域協議会」の構成員の拡充を進め、病院、学校、認定こども園、幼稚園、保育所、配偶者暴力相談支援センターなど関係機関等との連携を図ります。
- ⑥児童虐待の発生に際しては、こどもの安全確保を最優先とし、平常時から警察との連携を密にするなどにより早期対応に努めます。
- ⑦11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」等での啓発に努めます。

(2) 児童相談体制の強化

- ①増加を続ける児童虐待相談に確実に対応するため、児童相談所の職員配置など体制を強

化します。

- ②重篤な虐待事例等対応が難しい事案にも適切に対処できるよう、また、様々な相談に専門的な支援ができるよう、児童福祉司に対し専門研修を実施するとともに、児童相談所に弁護士を配置することにより法的対応力の強化を図ります。
- ③心理的・精神的問題を抱えるこどもや、保護者に対するケア・指導を充実させるとともに家族再統合に向けた取組を充実させるため、児童相談所に勤務する精神科医師の配置体制を強化するほか、児童心理司等の育成や医療等専門機関との連携強化に努めます。
- ④中央児童相談所一時保護所における生活支援や教育面及び医療・心理面での支援や生活環境について充実させるため、児童指導員や保育士に専門研修を実施するなどにより職員の資質向上を図るほか、居室の個室化等の環境改善を行います。
- ⑤児童相談の一義的な窓口である市町村を支援するため専門研修の開催や児童相談所への実習受入を行うなどにより市町村児童福祉担当職員のスキルアップを図ります。
- ⑥「児童家庭支援センター」における、地域におけるこどもや家庭に関する相談対応、児童相談所及び市町村をはじめとする関係機関と連携した支援等が適切に行われるよう、機能強化を図ります。

(3) 児童虐待の重大事例に関する検証等

児童虐待による死亡事件等重大事例が発生した場合には、事実関係を医療や法律、児童福祉等の専門家からなる社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会に報告し、課題や問題点を検証するとともに、再発防止策を講じます。

(4) いじめ・不登校を契機としたこどもの自殺対策の推進

いのち支える大分県自殺対策計画に基づき、自殺対策を総合的に推進していきます。特に18歳以下の自殺は、長期休業明けに急増する傾向があることから、休業前から休業期間中、休業明けの時期にかけて、小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校における早期発見・見守り等の取組を推進します。

3 数値目標

指標名	単位	基準値		目標値 (R11年度)
			(年度)	
こども家庭センター設置市町村数	市町村	-	R5年度	18
市町村等児童福祉司任用資格取得研修受講者数(累計)	人	213	R5年度	275

第2節 児童養護施設や里親など家庭に代わる養育（代替養育）の充実

1 めざす姿

- ・様々な事情で親や家族と一緒に暮らせないこどもに、安全で安心して暮らすことのできる環境を提供します。
- ・こどもが自立した社会人として、社会に巣立つことを支援します。

2 具体的な取組

(1) より家庭に近い環境での養育の推進

- ①地域の中で養育者の家庭にこどもを迎え入れて養育を行う、里親やファミリーホームでの養育を推進します。
- ②里親が地域の理解と協力のもとにこどもの養育を行えるよう、里親制度の普及・啓発に努めます。
- ③親元を離れて生活するこどもが、生まれ育った地域で安心して暮らせるよう、各小学校区での複数の里親登録の推進に取り組みます。
- ④里親家庭等でこどもが安心して生活できるよう、里親やファミリーホームに対する研修を実施するとともに、児童養護施設等に配置した里親支援専門相談員を活用するなど里親等への支援の充実を図ります。
- ⑤里親支援センターの設置に向けた民間団体の育成に努めます。

(2) 児童養護施設等におけるケア形態の小規模化、地域分散化、高機能化

- ①できる限り良好な家庭的環境において養育できるよう、施設の小規模化かつ地域分散化を促進します。
- ②特に専門的な対応を必要とするこどもに、きめ細かなケアを行う環境を整えるため、本体施設の生活単位を小規模化します。
- ③早期の家庭復帰や里親養育等に向けた支援等、さらに専門性の高い施設養育を行うため、専門性のある職員を配置します。
- ④地域における家庭養育を支援するため、ショートステイなど、一時的にこどもを受入れる体制を整備します。
- ⑤こどもを養育する里親への支援として、レスパイトケアや里親支援専門相談員による訪問活動など、里親養育の支援を強化します。
- ⑥児童自立支援施設（二豊学園）や児童心理治療施設（愛育学園はばたき）による、特に専門的な対応を必要とするこどもへの支援を強化します。

(3) こどもの自立支援の強化

- ①社会的養護自立支援拠点事業者（児童アフターケアセンターおおいた）による生活や就労等の相談支援及び相互交流の場の提供等により、児童養護施設退所者等の自立を促進しま

す。

②各児童養護施設に「職業指導員」を配置し、入所児童等に対する就労及び自立支援の充実を図ります。

③「児童自立生活援助事業（I型）」の充実及び関係機関との連携体制の構築を支援します。

(4) 施設や里親家庭で暮らすこどもの権利擁護と虐待の防止

①こどもの権利擁護の視点から、施設職員や里親等へ養育力向上のための研修を実施するとともに、アドボケイトによる面談、児童福祉審議会への意見表明制度等、こどもが自らの意見を表明し、自己決定できる環境づくりを進めます。

②施設入所児童などへの虐待が疑われる場合には、「大分県被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づき、事実関係を調査した上で、医療や法律、児童福祉等の専門家からなる社会福祉審議会児童相談部会に報告し、課題や問題点を検証するとともに、再発防止策を講じます。

③児童相談所による親子関係支援プログラムの実施など、様々な事情で家庭から離れて暮らさざるを得ないこどもが安心して家庭に戻るための取組を推進します。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基準値	(年度)	目標値 (R11 年度)
家庭に代わる養育を必要とするこどものうち里親・ファミリーホームで養育するこどもの割合	%	39.1	R5 年度	44～55
里親登録数	組	218	R5 年度	280
児童養護施設の本体施設敷地内で行う小規模グループケア率	%	94.7	R5 年度	100
地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア数	か所	10	R5 年度	16
児童家庭支援センター数	か所	5	R5 年度	6
児童養護施設等の一時保護専用施設数	か所	3	R5 年度	5
児童養護施設における基幹的職員研修課程の修了者数 (累計)	人	143	R5 年度	183

第3節 こどもの貧困対策の推進

1 めざす姿

- ・こどもの現在及び将来がその生まれ育った家庭の事情等によって左右されることなく、全てのこどもが心身ともに健やかに育成されるよう、こどもたちへの教育・生活の支援や、こどもの居場所としての「こども食堂」等、必要な環境の整備を進めます。
- ・全てのこどもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざします。

2 具体的な取組

(1) 教育の支援

①学校をプラットフォームとした総合的なこどもの貧困対策の展開

学校をこどもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、学校教育による学力の育成やスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置促進、高等学校等における就学継続のための支援を行います。

また、学校で把握した支援が必要なこどもの状況について、学校ごとに福祉関係機関との情報連携を行い、こどもの貧困対策の推進を図ります。

②幼児教育の質の向上及び保育所等でのこどもの貧困の早期発見

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の交流活動や教職員間における教育内容の相互理解を促進するとともに、保育者や教職員に対して研修機会の充実を図ります。また、保育所等での保育コーディネーターと連携したこどもの貧困の早期発見に努めます。

③就学支援の充実

ア 経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して行う市町村の就学援助が適切に実施されるよう働きかけます。

イ 「高校生等就学給付金制度」などによる経済的負担の軽減や低所得者世帯を対象とした生活福祉資金の周知と円滑な実施を図ります。

④大学等進学に対する教育機会の提供

経済的理由により修学困難な者に対する様々な給付型・貸与型奨学金について、必要な情報が届くよう制度の周知に努めるとともに、円滑な実施を図ります。

⑤こどもの学習支援

こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることがないように、希望する進学や就職の道に進めるよう関係機関と連携し、学習習慣の定着に向けた支援を行います。

(2) 生活の安定に資するための支援

①保護者の生活支援

生活困窮者自立支援法等に基づき保護者の支援に取り組むとともに、経済的な状況から社会的な孤立に陥らないよう、相談支援の充実を図ります。

②こどもの生活支援

- ア 義務教育終了後、児童養護施設等を退所した児童に対して、日常生活上の援助や生活指導、就業支援を行います。
- イ 地域の実情に応じて、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、幼児教育・保育の提供体制の確保を支援します。
- ウ 保護者の生活支援と一体的に居場所の確保を図ります。
- エ こどもの生活実態調査を行い、その結果を踏まえヤングケアラー等への適切な支援に取り組む市町村等を支援します。

③こどもの就労支援

- ア 児童養護施設等の退所児童や親の支援のないこども等への就労支援を行います。
- イ 「ジョブカフェおおいた」において、高校生や高校中退者、若年求職者等の就職相談や就活の支援を行います。

④その他の生活支援

子育て世帯等の経済的負担を軽減するため、公営住宅への優先入居を進めます。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

生活困窮者やひとり親家庭の親への就労相談や職業訓練などを実施し、生活の安定が図られるよう努めます。

(4) 経済的支援

放課後児童クラブ利用における保護者負担金の減免や高校生等奨学給付金の給付等による経済的支援を行います。

(5) ヤングケアラー支援

- ①顕在化しづらい困難を抱えるこどもたちの早期発見・早期支援につなげるための社会的認知度のさらなる向上を図ります。
- ②市町村や学校と連携したヤングケアラーの現況の把握に努めます。
- ③いち早く気づける周囲の大人を増やすための学校や民間団体等との連携を強化します。

(6) こどもの居場所づくりの支援

- ①市町村と連携し、「こども食堂」の開設に必要な経費や学習支援機能強化に伴う経費について助成します。
- ②開設希望者への相談対応や研修会を開催します。
- ③困りのある家庭のこどもや保護者の早期発見に繋げるため、関係者による「こども食堂ネットワーク」を形成します。
- ④市町村の「児童育成支援拠点事業」実施を促進します。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	目標値 (R11 年度)	
			(年度)	
生活保護世帯に属するこどもの中学校卒業後の進路決定率	%	R7.1 公表予定	R5 年度	99.2
生活保護世帯に属するこどもの高等学校卒業後の進路決定率	%	R7.1 公表予定	R5 年度	97.9
児童養護施設のこどもの中学校卒業後の進路決定率	%	97	R5 年度	100
児童養護施設のこどもの高等学校卒業後の進路決定率	%	100	R5 年度	100

第4節 ひとり親家庭への支援

1 めざす姿

- ・ひとり親家庭のこどもの心身にわたる健やかな育成をめざします。
- ・母子家庭の母及び父子家庭の父のそれぞれの状況に応じた取組を実施することにより、ひとり親家庭の親とこどもが健康で文化的な生活が実現する社会づくりをめざします。
- ・「ひとり親家庭のハンドブック」を作成配布するなど、各施策の周知に努めます。

2 具体的な取組

(1) 教育の支援

①母子父子寡婦福祉資金（就学支度資金、就学資金）

ひとり親家庭のこどもの就学支援のため、母子父子寡婦福祉資金（就学支度資金、就学資金）の貸付を行います。

②こどもの学習支援、就職支援の推進

③こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されないよう、希望する進学や就職の道に進めるよう関係機関と連携し、学習習慣の定着に向けた支援を行います。

(2) 生活の安定に資するための支援

①相談事業の充実

ア 母子・父子自立支援員をひとり親家庭からのワンストップ相談窓口と位置づけ、子育てや生活、就業等に関する様々な相談に適切に対応します。

イ 大分県母子・父子福祉センターと母子・父子自立支援員の相互連携のもと、ひとり親の抱える様々な悩みや課題に的確に対応できるよう、相談従事者に対する研修を実施し、資質の向上を図ります。

②ひとり親家庭への支援施策の広報・周知の強化

ひとり親家庭への相談・就業・経済的支援などの施策について、様々なウェブサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用した広報・周知を強化します。

③関係団体や地域との連携

ひとり親家庭が地域において気軽に相談や交流ができるよう、母子・父子福祉団体の活動を支援します。

④生活支援サービスの充実

ア ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、公営住宅への優先入居を進めます。

イ 母子生活支援施設入居者の自立を促進するため、施設と関係機関との連携を強化するなど機能の充実を図ります。

⑤養育費や面会交流の広報・啓発活動の充実

養育費や面会交流の必要性について、重点的な広報を行い、周知をします。

⑥養育費確保に向けた支援

養育費の取得手続き等について、母子・父子自立支援員がサポートを行うとともに、大分県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて弁護士による無料法律相談を実施します。

⑦面会交流の実施に向けた支援

こどもと非同居親との面会交流について、無料相談会を通じ、具体的な方法などのアドバイスをを行うとともに、父母の同意があった場合は面会交流を支援します。

(3)保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

①保育・子育て支援サービス等の充実

- ア 就業促進やこどもの健全育成に資するため、ひとり親家庭における保育所や放課後児童クラブの優先的利用を促進します。
- イ 就業活動や病気、冠婚葬祭等一時的に日常生活や子育てへの支援が必要となった場合、市町村が行うファミリー・サポート・センター事業等の利用を促進します。

②就職あっせん等の充実

- ア 大分県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就職相談や職業のあっせん等一貫した就業支援サービスを、公共職業安定所（ハローワーク）やひとり親家庭支援プラザ（大分市）、大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）との連携により提供します。また、地域においては、母子・父子自立支援員がハローワークと連携し、就業相談等の支援を行います。
- イ ひとり親家庭の就労に理解の深い企業を開拓することで、就職と就労を支援します。

③職業能力開発への支援

- ア ひとり親家庭の親の職業能力開発を支援するため、指定教育訓練講座等修了者に対し受講費用の一部を訓練給付金として支給します。
- イ ひとり親家庭の親で、看護師や介護福祉士、保育士等の資格取得が見込まれる者等に、訓練期間中の生活支援として、高等職業訓練促進給付金を支給します。

④支援機関の専門性の向上と連携の強化

母子・父子自立支援員への研修を実施するとともに、ハローワーク等との連携を強化します。

(4) 経済的支援

- ①児童扶養手当の支給や、母子父子寡婦福祉資金の貸付け等、経済的支援を行います。
- ②ひとり親家庭等が負担した医療費の一部について助成を行う市町村への支援を行います。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	（年度）	目標値（R11年度）
大分県母子・父子福祉センターへの相談件数	件	797	R5年度	610
大分県母子家庭等就業・自立支援センターでの自立支援プログラムの作成件数（2回以上面接）	件	33	R5年度	77
大分県母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業件数	件	26	R5年度	72
母子家庭のうち年間就労収入が300万円未満の家庭の割合	%	R7.3公表予定	R5年度	22.3
母子家庭等自立支援給付金を利用して資格取得のために修学した人の就職率	%	84.2	R5年度	100

※母子家庭のうち年間就労収入が300万円未満の家庭の割合

一定の所得以下のひとり親家庭に支給される児童扶養手当を受給している母子家庭に対して、就業支援施策等を実施することにより、年間就労収入が300万円未満の家庭の割合を引き下げることを目指すもの

第5節 いじめ・不登校やひきこもりへの対応

1 めざす姿

- ・いじめや不登校など、こどもに関する悩みを身近な場所で相談できます。
- ・親や教師以外の大人に自分の悩みを相談することができます。
- ・学校に行きたいのに不安で行けないこどもの心を癒し、自分がしたいことや生き方を見つける場を提供します。

2 具体的な取組

(1) いじめ・不登校対策の強化・充実

- ①24時間子供SOSダイヤルやいじめ相談（メール）、LINE相談、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等によるいじめ等相談窓口を設置して、いつでもどこでも児童生徒や保護者から、いじめや悩みの相談ができるように相談体制の充実を図るとともに、複雑ないじめ事案等については生徒指導支援チームを派遣して早期の解決を図ります。
- ②SNSを利用したネットいじめやネット依存等が増加している傾向から、こどもへの情報モラルに関する教育を充実するなどの対策を講じます。
- ③こどもの気持ちに寄り添った相談を行うため、全ての公立学校に公認心理師等のスクールカウンセラーや社会福祉士等のスクールソーシャルワーカーを配置し、その活用を図ります。また、児童生徒の抱える様々な課題に対処する校内委員会については、福祉関係者等が参加する体制をさらに促進します。
- ④学校ごとに「いじめ防止基本方針」を策定し、校内いじめ対策委員会を設置していじめの予防や早期対応に取り組むとともに、重大な事態が起きた場合は設置者に報告して早期の解決と再発防止に取り組めます。
- ⑤地域児童生徒支援コーディネーターを県内市町村に配置し、不登校の未然防止を推進するとともに、不登校児童生徒に対しては、教育支援センター、学校、家庭、フリースクール等の関係機関が連携し、学校復帰を含めた社会的自立に向けた多様な教育機会を確保していきます。
- ⑥児童生徒にとって魅力ある学校・学級づくりに向け、生徒指導の三機能「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」を意識した授業づくりや、「人間関係づくりプログラム」を実施することにより、不登校の未然防止に取り組めます。
- ⑦不登校児童生徒に対して、教育センターの訪問型支援や大学生サポーター等による校外での補充学習教室の実施など、学校以外の学びの場における教育機会を確保します。
- ⑧県や市町村が「いじめ対策連絡協議会」を設置して教育、人権、福祉、警察等の関係機関が連携をしていじめの防止に向けて取り組むとともに、重大事態の時には調査機関を設け

て解決と再発防止に取り組めます。

⑨1人1台端末を活用し、子どもたちが抱える不安や困りの早期認知・早期対応を図ります。

(2) ひきこもり等の若者への支援

不登校やひきこもり、就労等の社会的自立に困難な悩みを抱える青少年やその家族等に対しおおいた青少年総合相談所（おおいたひきこもり地域支援センター、おおいた子ども・若者総合相談センター、児童アフターケアセンターおおいた、おおいた地域若者サポートステーション）が多様な分野、機関、専門職等と連携を図りながら、相談・支援を行っています。

また、社会資源WEBサイト「このゆびとまれ」を活用し、各市町村の支援情報などを広く周知するなど、身近な地域での支援を推進していきます。

(3) いじめ・不登校を契機としたこどもの自殺対策の推進

いのち支える大分県自殺対策計画に基づき、自殺対策を総合的に推進していきます。特に18歳以下の自殺は、長期休業明けに急増する傾向があることから、休業前から休業期間中、休業明けの時期にかけて、小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校における早期発見・見守り等の取組を推進します。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基準値	(年度)	目標値 (R11 年度)
学校内外の機関等による専門的な相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合 (小学校)	%	81.6	R5 年度	93.6
学校内外の機関等による専門的な相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合 (中学校)	%	67.2	R5 年度	85.2
いじめの解消率 (小学校)	%	78.4	R5 年度	86.6
いじめの解消率 (中学校)	%	71	R5 年度	85.2
いじめの解消率 (高校)	%	78.4	R5 年度	94.3
子ども・若者総合相談センター/ひきこもり地域支援センターから支援先につないだ割合	%	38.1	R5 年度	45.3

第5章 多様性を尊重し受け容れる社会づくり

第1節 障がい児への支援

第2節 在住外国人の親と子どもへの支援

第3節 性的少数者の多様性を抱える子どもへの支援

第1節 障がい児への支援

1 めざす姿

- ・障がいのあるこどもが、身近な地域で、成長段階に応じた切れ目のない一貫した支援を受けられます。
- ・障がいのあるこどもの家族が、周囲の無理解に悩み、周囲から孤立することがないように、家族に寄り添った支援を充実します。

2 具体的な取組

(1) 障がいのあるこどもの個々の状況に応じた発達支援

- ①乳幼児期の疾病や障がいに早期に気づき、適切な治療や療育につなげるため、市町村における乳幼児健診の充実を図ります。
- ②在宅の障がい児への支援に当たっては、実施主体である市町村と連携し、児童福祉法による障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）と、障害者総合支援法による支援（居宅介護、短期入所、日中一時支援等）を組み合わせ、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。
- ③保育所や放課後児童クラブにおいて障がい児とその家族が必要な支援を受けられるよう、職員の専門性を高める研修を実施します。また、保育所等において、園内での問題解決や必要に応じて専門機関と連携するための保育コーディネーターを養成し、障がい児の受入れを市町村と連携して支援します。
- ④就学時における情報の確実な引継ぎが行われるよう、各関係機関が障がい児の支援に関する情報を共有し、それまでの経過を踏まえた一貫した支援を行うための相談支援ファイルの周知、配布及び活用を関係機関と連携して推進します。
- ⑤施設に入所している障がい児に対し、18歳以降も継続した支援が受けられるよう市町村との連携を図るとともに、障がいの重度化・重複化への対応や自立支援の機能強化等の支援目標を明確化し、個別支援計画を踏まえたきめ細かな支援を行います。
- ⑥障がい児の在宅支援の実施主体である市町村と、地域の中核的な相談・療育施設である児童発達支援センターが連携して、センターを中心とする障がい児に関わる保健、医療、福祉、教育、就労支援各関係機関等のネットワークづくりを進めるよう支援します。

(2) よりきめ細かな対応が必要な障がいのあるこどもへの支援

- ①早期発見から早期の相談支援につながるよう、1歳6か月児健診・3歳児健診等におけるアセスメントツールの導入推進により、発達障がいに関するスクリーニング精度の向上を図ります。
- ②発達障がいの診断や治療等が可能な医療機関が少なく、特定の医療機関に診療が集中していることから、専門研修等を行うことにより、発達障がいに対応可能な医療機関の増加

を図ります。また、医療機関を含む関係機関の連携強化、及び新たな情報共有の仕組みづくりを進めることにより、発達障がい児に対する診察待ち期間の短縮を図ります。

- ③医療的ケア児やその家族が、状況に応じた適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他関連分野と連携する支援センターを運営するとともに、専門人材の育成やサービスの充実を図ります。
- ④強度行動障がいのあるこどもは、自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、飛び出しなど危険につながる行為をする、といった本人の健康を損ねる行動や、他人を叩いたり物を壊すなど、周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動を頻繁に起こすため、特別に配慮された支援が必要です。こどもの特性を十分理解した上で適切な支援が行われるよう、施設の支援員等を対象とした専門研修を実施します。

(3) 障がいのあるこどもの家庭への支援

- ①家族の介護負担等の軽減とこどもの多様な体験や余暇活動の充実のため、市町村と連携して、放課後等デイサービスや短期入所、児童発達支援センター等の充実を図ります。
- ②親の会など家族団体は、同じ障がいのあるこどもの親同士が気軽に本音を言い合うことができる情報交換の場として重要な役割を果たしていることから、家族団体主催行事等を広く情報提供するほか、家族同士の交流や研修会などの活動を支援します。
- ③障がいのあるこどもを育てている保護者の不安や悩みに寄り添うことができるペアレントメンターの派遣を行い、保護者の孤立感や負担感を軽減するための取組を行います。
- ④こどもの発達が気になる保護者に対し、こどもの特性に対する客観的な理解の仕方や関わり方を学ぶことができる研修会（ペアレントプログラム）を実施します。
- ⑤家族が困ったときに、身近な場所で安心して相談できるよう、市町村自立支援協議会の充実を図るとともに、相談支援従事者の支援技術の向上及び児童発達支援センターにおける家族への相談支援の充実を図ります。
- ⑥発達障がいはその特性から周囲の理解が得られにくく、障がいのあるこどもを抱える家族は孤立しがちになるため、パンフレットの作成・配布や講演会等を通じて広く県民に向けた普及啓発を行います。

(4) 特別支援教育の推進

- ①障がいのあるこども一人ひとりのニーズを把握し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した的確な支援を行うため、保護者や福祉・医療等の関係機関と連携して個別の教育支援計画の作成を促進します。
- ②障がいのあるこどもの指導に携わる教員の専門性を向上させるため、特別支援学校教諭免許状の取得促進や、ICT機器の効果的な活用、外部専門家による校内研修を充実させ、指導や支援の充実を図ります。
- ③特別支援学校において、小・中学校等の教員の要請に応じた支援や、特別支援教育全般に関する相談・情報提供等、地域の特別支援教育のセンターとしての機能充実を図ります。

- ④特別支援学校及び幼稚園、小・中・高等学校等に学校内の支援や他機関との連絡調整を行う特別支援教育コーディネーターを配置し、障がいのあるこどもに対する支援体制の整備・充実を図ります。
- ⑤ 発達障がい等の障がいのあるこどもへの支援・指導の方法等について助言等を行うため、幼稚園や保育所、認定こども園、小・中・高等学校等を対象に、特別支援学校教員による巡回指導を実施します。
- ⑥特別支援学校において、各圏域の企業、福祉・労働機関等の関係者との連携を強化し、産業現場等における実習の受入れや就労等に関する啓発、職場開拓等を促進し、進路指導・就労支援の充実を図ります。
- ⑦通常の学級に在籍する障がいのあるこどもに、障がいの状態に即した適切な指導や支援を行うために、専門性を備えた教員が担任する通級指導教室の充実に努めます。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基準値	目標値 (R11年度)	
			(年度)	
知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率	%	23.9	R5年度	全国平均+2%
「適切な学びの場として通級での指導を受ける人数(人)」	人	437	R5年度	573
「「個別の教育支援計画」の作成率(通常学級に在籍し、必要な児童生徒への作成率)(%)」(小学校)	%	79.8	R5年度	92.0
「「個別の教育支援計画」の作成率(通常学級に在籍し、必要な児童生徒への作成率)(%)」(中学校)	%	94.9	R5年度	98.4

第2節 在住外国人の親と子どもへの支援

1 めざす姿

- ・地域に暮らす外国人の親と子どもが、言葉や文化、習慣の違いに困ることなく、安心して子育てできます。
- ・外国人の子どもが、学校や地域で仲間はずれにされたり、自分を嫌いになったりすることなく、生き生きと暮らすことができます。

2 具体的な取組

(1) 在住外国人・留学生への情報提供と支援

- ①在住外国人の方々が安心して子育てできるよう、「大分県外国人総合相談センター」において、生活に関わる様々な事柄について相談対応を行うとともに、メールや情報誌により生活情報の提供を行います。また、多くの言語に対応した通訳・翻訳ボランティアの紹介・派遣等の取組を行います。
- ②「大学コンソーシアムおおいた」において、留学生向けの各種相談対応やリユース物品のあっせんなどによる生活支援、人材情報バンク「アクティブネット」の運営やホームステイ交流、留学生を講師とする各種教室の開催などにより地域活動への参画支援を行います。また「おおいた留学生ビジネスセンター」において、留学生の就職と起業の支援を行います。

(2) 地域や学校における異文化理解の取組

- ①地域や学校において、異文化理解を促進する学びや留学生等外国人との交流の機会を設けます。
- ②異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々とともに生きていくための態度を育成します。

(3) 外国人児童生徒の自己実現の支援

- ①外国人児童生徒が自らの在り方生き方に自信と誇りを持ち、自己実現を図ることができるように支援します。
- ②外国人児童生徒に関わる指導を充実するため、学校での教育支援体制の充実と教職員研修を推進します。
- ③PTA活動等様々な機会を捉えて、学校で外国人児童生徒と共に学ぶ意義と教育活動についての理解を図るとともに、NPO等との連携を図り、外国人の持つ文化や生活習慣等多様性を尊重する態度の育成に努めます。

第3節 性的少数者の多様性を抱えるこどもへの支援

1 めざす姿

- ・すべてのこどもが自分の性的指向・ジェンダーアイデンティティ性自認を尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現をめざします。

2 具体的な取組

- ・差別意識や偏見の解消に向けて、社会全体の啓発に取り組むとともに、学校においても、教育活動全体を通じて性の多様性についての理解を深める教育を推進します。
- ・LGBT等相談窓口により様々な悩みを抱えるこどもやその家族などからの相談に幅広く対応します。
- ・関係機関等と連携して、家庭や学校生活における様々な困りごとの解消に取り組みます。

第6章 将来の見通しを持つことができ、結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境づくり

第1節 結婚、妊娠・出産への支援

第2節 若者の就労支援

第1節 結婚、妊娠・出産への支援

1 めざす姿

- ・こどもが、愛情あふれる温かい雰囲気の中で、生命の大切さや親になることによる喜びと責任について、実感を持って学び、考えることができます。
- ・結婚を希望する若い世代がパートナーと出会い、家庭を築くことができます。
- ・思春期の頃から自分の健康に興味を持ち、妊娠・出産の正しい知識を身につけ、自分の生活や健康に向き合いながら、自らライフデザインを描くことができます。
- ・不妊に悩む人たちが安心して相談できることで精神的な負担が軽減され、また、不妊治療にかかる経済的な負担についても軽減されます。
- ・両親や友人の結婚生活を肯定的に捉えています。

2 具体的な取組

(1) 次代の親の育成

①次代の親になるための意識の醸成

- ア ふれあいや対話を通して、家族のきずなを深めるため、「大分県青少年の健全な育成に関する条例」で定める「家庭の日」（毎月第3日曜日）の普及・啓発を進めます。
- イ 若い世代が、将来、家庭を持つことや親になること等を意識する機会として、仕事、結婚、妊娠、出産、子育てといったライフデザインに関する学習の充実を図ります。
- ウ これからこどもを持つことを希望する夫婦が、子育てやキャリア、人生等のライフプランを共有し、その実現を後押しするための啓発講座等を行います。
- エ 若い世代の男女を問わず、性や健康に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進します。

②若者の自立への支援

- ア 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けることができるよう、授業料負担の軽減を図る高等学校等就学支援金の支給、低所得世帯への高校生等奨学給付金の給付、及び経済的理由により修学が困難な生徒に対する奨学金の貸与により、修学を支援します。なお、高校学校等就学支援金の支給を受けてもなお授業料負担の残る私立高校生の世帯に対しては、授業料の減免により支援を行います。
- イ 工科短期大学校では学卒者等を対象に、高等技術専門校では学卒者、離転職者等を対象に、技術や技能を習得し、インターンシップ等を通して働くことの意義等を理解してもらうことにより、職場理解の促進と職場への定着を図ります。

(2) 結婚支援の充実

- ①個人の意思を尊重しつつ、結婚や家庭を持つことによる喜び等を啓発します。
- ②O I T A えんむす部出会いサポートセンターを運営し、お見合いサービスを提供すると

ともに、結婚につながる丁寧なサポートを行います。また、企業・団体、市町村等と連携し、多様な出会いの場を提供します。

(3) 妊娠・出産に係る相談支援サービス等の充実

①妊娠期から子育て期にわたる総合的相談支援のため、妊娠期からのサポートが可能な「子育て世代包括支援センター」、身近な地域で子育てを応援する「地域子育て支援拠点」、こども家庭全般に係る業務を行う「市町村こども家庭総合支援拠点」等が連動する取組を推進します。

②これから妊娠適齢期を迎える若者等に、生殖機能や、妊娠、不妊、不育、男性不妊等に関する正しい知識の普及・啓発を図るため、出前講座や女性の健康アプリ等を利用した周知を行います。

(4) 不妊に悩む人への支援

①「おおいた不妊・不育相談センター」の周知と専任助産師、生殖医療専門医師、生殖心理カウンセラー（公認心理師）、胚培養士の配置により相談体制の充実を図り、相談内容に応じた丁寧な対応を行い、不妊・不育に悩む人たちの精神的負担の軽減に努めます。

②不妊治療に伴う経済的負担を軽減し、こどもを生みたい人が生むことができるような環境づくりを推進するため、不妊治療を行った夫婦を対象にした治療費の一部助成など、経済的支援を行います。

③不妊治療と仕事の両立を支援するため、経済界と連携し、不妊・不育に対する理解促進のための普及啓発を行います。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基準値	(年度)	目標値 (R11年度)
出会いサポートセンター成婚数（累計）	組	197	R5年度	510
不妊治療費（先進医療）助成件数	件	-	R5年度	増加
妊活応援検診（不妊検査費）助成件数	件	-	R5年度	増加
プレコンセプションケアの啓発にかかる講座の受講者数	回	-	R5年度	200

第2節 若者の就労支援

1 めざす姿

- ・若者が働く意欲を持ち続けられるような雇用の場を開拓します。
- ・「働きたいけど、働けない」と悩む若者の気持ちに寄り添った支援を受けられます。
- ・早い段階からの職業体験活動等を通じ、働くことの大切さを学ぶとともに、夢や実感を持って将来の仕事を考えることができます。
- ・若者が安定した生活基盤を確保することで、結婚や出産など、将来の夢を描くことができます。

2 具体的な取組

- ①様々な業種をバランスよく企業誘致することで、進出企業と地場企業の共生・発展を図り、雇用の場の創出に努めます。
- ②「ジョブカフェおおいた」において、就職相談や企業情報の提供、就職支援セミナーの実施等個々の状況に応じたきめ細かな就業支援に取り組みます。
- ③こども一人ひとりの勤労観・職業観を育てるために、地域や学校の実態、児童生徒の特性や進路希望等を考慮しながら、職場体験やインターンシップなどの社会体験活動を積極的に導入します。また、こどもたちが自分の将来や進路に対して理解を深めながら、集団や社会の中で自己を生かそうとする資質や能力を育むキャリア教育の推進を図ります。
- ④農林水産業への理解を深めるため、小・中・高校生を対象に知識の普及や体験の場の提供に努めます。また、農山漁村の後継者や新規参入者を支援するため、技術の普及や経営への参画に関する指導を行うとともに、各種資金の融資等を行います。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値		目 標 値 (R11 年度)
			(年度)	
若年者（45歳未満）就職率	%	35.5	R5 年度	40
新規高卒者の県内就職率	%	R7.1 公表予定	R5 年度	78
(農業・林業・水産業) 新規就業者数	人/年	467	R5 年度	440

第7章 地域ぐるみでこどもを育む環境づくり

第1節 地域子育て支援サービスの充実

第2節 幼児期の教育・保育の環境整備

第3節 子育て支援者の育成

第4節 子育て支援サービスに関する情報提供の充実

第5節 子育て支援のネットワークづくり

第1節 地域子育て支援サービスの充実

1 めざす姿

- ・こどもや子育てについて悩んだり、困ったりした時に、気軽に話を聴いてもらったり、相談できる場所が身近にあります。また、必要な子育て支援サービスを気軽に受けられるよう地域社会全体で子育てを応援する体制を構築します。
- ・外国人や多子・多胎児など多様なニーズに対応した子育て支援サービスを気軽に受けられ、安心して子育てができます。
- ・こどもを預けて、ちょっと用事を済ませたり、外出したりすることができます。
- ・こどもが、放課後も楽しくのびのびと安心して過ごすことができます。
- ・こどもが、保育所等から小学校に進んだ後も、保護者は安心して働くことができます。

2 具体的な取組

- ①24時間365日体制でこどもと子育てに関するあらゆる電話相談を受ける「いつでも子育てほっとライン（電話）0120-462-110」やラインによる子育て相談を充実するなどにより子育ての不安解消を図ります。
- ②多様なニーズに対応するため、市町村枠を超えた子育てを応援する等、子育てサービスの柔軟な運用を促進します。
- ③主に乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流や育児相談等ができる「地域子育て支援拠点」の設置を促進し、地域全体で、こどもの育ち・親の育ちを支援するための取組を推進します。
- ④子育て支援施設や交流施設の整備など、支援環境の充実に向けた取組を促進します。
- ⑤利用者にとって身近で、利用しやすい地域子育て支援拠点等で子育て家庭の個別ニーズを把握し、家庭に出向く「訪問支援」や、相談・情報提供等を行う「利用者支援事業」の充実を図ります。
- ⑥保育者への送迎やこどもの預かりなど、地域の人たちが会員制で子育てを助け合う「ファミリー・サポート・センター」の実施を促進します。
- ⑦冠婚葬祭、保護者の育児疲れや病気等のため、一時的に家庭での子育てが困難となった場合に、こどもを保育所等で預かる「一時預かり」の充実を図ります。
- ⑧認定こども園や幼稚園、保育所等における、地域の子育て家庭に対する相談や、施設を活用した親子交流の場の開設による情報提供など、保育士等の専門性を活用した地域の子育て支援の取組を促進します。
- ⑨保護者が病気等の理由により、家庭におけるこどもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で短期間（7日以内）こどもを預かる「ショートステイ事業」を促進します。

- ⑩保護者が仕事やその他の理由で平日の夜間又は休日等に不在となり、こどもの養育が困難になった場合に、児童養護施設等で預かる「トワイライトステイ事業」を促進します。
- ⑪保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」の設置を促進するとともに、ニーズに応じた開所時間を確保するなど、サービスの向上を図ります。
- ⑫こどもたちに対し、放課後や土曜日、夏休み等の長期休暇中に、体験・交流・学習活動を提供するため、地域の人たちの協力を得て「協育」ネットワーク活動を推進します。
- ※ 「協育」ネットワーク活動とは、地域住民が地域のこどもを守り育てる仕組みのことです。地域のボランティア等が協力して、学習支援や部活動支援、登下校の見守り、放課後や土曜日に行う小学生チャレンジ教室等の活動を行っています。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基準値	(年度)	目標値 (R11年度)
地域子育て支援拠点（こどもルーム、子育て支援センターなど）について、知っていると感じた親の割合	%	76.1	R5年度	100
ファミリー・サポート・センターを知っていると答えた親の割合	%	47.3	R5年度	100
一時預かり実施保育所数	か所	165	R5年度	176
トワイライトステイ事業実施市町村数	市町村	14	R5年度	13
放課後児童クラブ数	か所	385	R5年度	(検討中)
指針で求められている児童1人あたりのスペースを確保している放課後児童クラブの割合	%	86.8	R5年度	100

第2節 幼児期の教育・保育の環境整備

1 めざす姿

- ・それぞれの地域に、こどもを安心して預けることができる保育所等や様々な保育サービスがあります。
- ・身近な保育所や幼稚園、認定こども園は、こどもにとって安全で安心できる楽しい場所で、質の高い教育・保育が受けられます。
- ・子育て世帯の保育料の負担を軽減します。

2 具体的な取組

(1) 幼児教育・保育の提供体制の確保（待機児童ゼロに向けた取組）

- ①地域の実情に応じて、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、市町村の計画等に基づき新たな保育所や幼保連携型認定こども園の設置認可を行うなど、地域における幼児教育・保育の提供体制の確保を支援します。
- ②保護者の働いている状況に関わらず利用が可能で、人口減少地域にあっても、こどもの健やかな成長にとって適切な集団規模の確保が図られる「認定こども園」の普及に努めます。
- ③幼稚園、保育所等を利用するこどもの安全・安心を確保するため、施設の新設・改修・増改築等、施設整備を促進します。
- ④認可外保育施設に入所するこどもの安全を確保するため、巡回支援や、健康診断等の経費助成を行う市町村の取組を支援します。
- ⑤認可外保育施設の立入調査を実施し、調査結果を公表するとともに、全ての施設が指導監督基準を満たすよう改善指導を行います。

(2) 多様な保育ニーズへの対応

- ①多様な保育ニーズに対応するため、保育所の「延長保育」や幼稚園や認定こども園で実施する「在園児を対象とした預かり保育（一時預かり）」の実施を促進します。
- ②病気のため、通常の保育が困難なこどもを、保育所・認定こども園・病院・診療所等で預かる「病児・病後児保育」の実施を促進します。
- ③保育所や放課後児童クラブなど、それぞれの地域のニーズに沿ったサービスが利用できるよう、市町村の取組の支援や環境整備を促進します。

(3) 幼児教育・保育従事者の育成及び人材確保

- ①多様な保育ニーズへの対応のため、賃金水準の改善や修学資金等の貸し付け、就職マッチングの強化などにより、必要な保育士等の確保を図ります。
- ②幼児教育・保育に従事する幼稚園教諭や保育士等の資質の向上を図るため、幼児教育センターによるこどもの人権、教育・保育に必要な知識及び技術、安全対策等に関する研修

を充実するとともに、園からの要請に応じて幼児教育スーパーバイザーを派遣し、園内研修の支援や助言を行います。

- ③保育所等の機能強化を図るため、障がいのあるこどもやネグレクトなど特別な配慮が必要な家庭やこどもへの対応等専門性を高める研修を実施します。
- ④ICTの普及促進や保育補助者等の配置支援など働き方改革により、保育士の業務の効率化と負担軽減、保育の質の向上を図ります。
- ⑤幼稚園教諭免許や保育士資格の取得の特例制度の周知を図るなど、保育教諭の確保を支援します。

(4) 子育て世帯の保育料の負担軽減

- ①子育て家庭の経済的な負担を軽減するとともに、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性から、幼児教育・保育の無償化を行います。
- ②保育所、認定こども園、認可外保育施設に入所する3歳未満児の第2子以降の保育料を全額免除する市町村の取組を支援します。

3 数値目標

指標名	単位	基準値	(年度)	目標値 (R11年度)
教育・保育施設定員数(2号認定)※	人	15,499	R5年度	16,007
教育・保育施設定員数(3号認定)※	人	13,478	R5年度	16,431
認定こども園数	か所	184	R5年度	177
認定こども園と幼稚園における在園児の預かり保育(一時預かり)実施施設数	か所	226	R5年度	208
病児・病後児保育実施施設数	か所	32	R5年度	(検討中)
市町村幼児教育アドバイザー養成数	人	87	R5年度	165

第3節 子育て支援者の育成

1 めざす姿

- ・子育てに悩んだ時、あなたの気持ちを受け止め、安心や自信を引き出してくれる人がいます。
- ・こどもに障がいや発達上の心配などがあるとき、専門家につないだり、市町村や関係機関と連携・協力して個別に支援をしてくれる人がいます。
- ・子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながらオンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供を行います。

2 具体的な取組

- ①地域で子育て応援活動や団体運営を担うリーダーを養成し、活動の継続・発展を支援するとともに、地域の子育て支援の優良事例を情報発信し、取組の拡大を促進します。

- ②幅広い年代を対象とした子育て支援活動のきっかけとなる講座を実施することで、新たな担い手の増加を図ります。
- ③地域子育て支援拠点が、子育て家庭へのきめ細かな支援や地域における多様な子育て支援者との連携といった役割が果たせるよう、スタッフの資質向上を図る研修を実施します。
- ④地域の子育て家庭への相談支援活動を行う主任児童委員の資質向上を図るため、研修会を実施します。
- ⑤家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）に従事するスタッフのスキルアップのための研修会を実施するとともに、取組団体・市町村・県からなる会議を定期的を開催し、情報交換を行うとともに、活動の質を確保するよう努めます。
- ⑥保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する人に、知識や技能等を習得するための放課後児童支援員研修や子育て支援員研修を充実します。
- ⑦地域における家庭教育支援者の組織を「協育」ネットワーク内に立ち上げ、地域の状況に応じた家庭教育支援の取組を行います。
- ⑧放課後児童支援員や「協育」ネットワーク活動の支援者の資質の向上を図るため、保育や遊びの指導、こどもの人権、障がいのあるこどもへの対応、保護者に対する支援等についての研修を充実します。

※ 「協育」ネットワーク活動とは、地域住民が地域のこどもを守り育てる仕組みのことです。地域のボランティア等が協力して、学習支援や部活動支援、登下校の見守り、放課後や土曜日に行う小学生チャレンジ教室等の活動を行っています。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値 (R11 年度)	
			(年度)	
放課後児童支援員・子育て支援員研修修了者数（累計）	人	2,387	R5 年度	3,400
ホームスタート事業に関わる訪問ボランティア数（累計）	人	407	R5 年度	（検討中）

第4節 子育て支援サービスに関する情報提供の充実

1 めざす姿

- ・子育て支援サービスに関する情報を必要とする家庭にわかりやすく提供します。
- ・保護者は、様々な子育て支援サービスの中から自分が受けたいサービスを選び、安心して子育てすることができます。
- ・身近な地域子育て支援拠点に行けば、子育てをサポートしてくれる人・場所・サービスを知ることができます。

2 具体的な取組

- ① 住民に身近な市町村におけるきめ細かな子育て支援情報の提供を促進します。
- ② 子育て支援に関する行政情報や地域の先進的な取組事例等を県ホームページなどで紹介し、関係機関との連携や先進事例の横展開を進めます。
- ③ 必要な子育て支援サービスを選択、利用しやすいように、県ポータルサイト「子育てのタネ」に様々な情報を集約しわかりやすく提供するとともに、インスタグラムなどSNS等を活用し、創意工夫した情報発信に努めます。
- ④ 地域子育て支援拠点等において、子育て家庭の個別ニーズを把握し、相談・情報提供等を行う「利用者支援事業」の充実を図るとともに、子育て家庭に出向いて支援を行うアウトリーチの取組の中で、必要な情報提供に努めます。
- ⑤ 「おおいたNPO情報バンク（おんぼ）」において、子育てに関わるNPO・ボランティア等についての情報をわかりやすく提供します。

3 数値目標

指標名	単位	基準値		目標値（R11年度）
			（年度）	
利用者支援事業を実施している市町村数	市町村	17	R5年度	17
ホームページ「子育てのタネ」アクセス件数（累計）	件	166,815	R5年度	156,000
子育て支援サービスを知っていると答えた人の割合	%	47.8	R5年度	100

第5節 子育て支援のネットワークづくり

1 めざす姿

- ・子育て家庭と地域の人たちがつながり、みんなが子育てを応援してくれていると実感できます。
- ・こどもや保護者、高齢者等の多世代の交流を活性化させるとともに、住民相互の支え合い活動を推進します。
- ・こどもが、保護者や学校の先生以外にも話を聴いてもらったり、相談したりできる場所があります。
- ・みんなで食事や勉強をすることにより、コミュニケーションの向上や地域の人との交流を深めることにつながります。
- ・こどもが、安心して自由に過ごせる場所が地域にあります。

2 具体的な取組

(1) 地域子育て支援拠点を中心とした地域のネットワークづくり

- ①地域ぐるみでの子育てを推進するため、「地域子育て支援拠点」を中心に、専門機関や様々な子育て支援サービスとの連携を図るとともに、子育てサークル等のグループへの支援やコーディネートを行うなど、ネットワークづくりを進めます。
- ②子育て支援の充実のため、地域子育て支援拠点間の情報共有を図ります。また、外に出向いて必要な支援を行うアウトリーチの利用促進や、スタッフの専門性の向上等に取り組みます。

(2) NPOやボランティア、関係団体等との連携・協働

- ①民間の子育てに関する知識やノウハウを活用し、地域の実情に応じた自発的な子育て支援活動を推進するため、「大分県におけるNPOとの協働指針」に基づき、NPOやボランティアとの協働事業を推進します。
- ②子育て親子の見守りや交流の場づくり等を推進するため、ボランティアをはじめ、民生委員・児童委員や老人クラブ、愛育班等の保健福祉関係団体、自治会、地域福祉活動を行う社会福祉法人、社会福祉協議会等のネットワークづくりを支援します。
- ③地域での子育て応援を推進するため、こどもを対象に行う支援活動、子育て家庭の身体的・精神的負担軽減につながる子育て応援活動を行う団体の活動を支援します。
- ④高齢者による子育て支援等の地域活動の取組を支援します。

(3) こどもの居場所づくり

- ①地域において、こどもが自主的に参加し、自由に遊べる児童館などのこどもの健全な居場所づくりを応援します。
- ②地域の人たちの協力を得て体験・交流・学習活動を提供する「協育」ネットワーク活動と、

「放課後児童クラブ」の連携を促進させ、放課後や土曜日、長期休暇等におけるこどもの安全な居場所づくりを進めます。

※「協育」ネットワーク活動とは、地域住民が地域のこどもを守り育てる仕組みのことで、地域のボランティア等が協力して、学習支援や部活動支援、登下校の見守り、放課後や土曜日に行う小学生チャレンジ教室等の活動を行っています。

- ③子育て世代が気軽に集う「子育てサロン」等、NPOやボランティアなどによる、地域における交流の場や、助け合いの仕組みづくりを支援します。
- ④市町村との連携による「こども食堂」の開設や機能強化に対する支援及び関係者による「こども食堂ネットワーク」の形成を図ります。

(4) 地域ぐるみの交流活動の推進

- ①児童館が、子育て家庭や異年齢のこどもの交流の場となるよう、子育て親子や小学生をはじめとして、中学生や高校生についても積極的に受入れ活動支援の取組を促進します。
- ②豊かな経験と知恵や技術を持つ高齢者との交流を図り、「協育」ネットワーク活動における地域の文化伝承や自然体験活動の取組を促進します。
- ③多種目・多世代・多志向の理念のもと創設された「総合型地域スポーツクラブ」における多様な交流が可能となるよう、スポーツ活動にとどまることなく提供するプログラムや企画するイベントの更なる充実を推進します。
- ④大人がこどもの手本となり、皆が感謝の言葉を伝えられる社会となるよう、「県民総ぐるみあいさつ運動」など「大人が変われば子どもも変わる」県民運動に取り組みます。
- ⑤「こども食堂」は、こどものみならず、地域の高齢者や障がい者なども参加できる場所も多くあり、地域の「こどもの居場所」として市町村と連携した支援に取り組みます。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値	(年度)	目 標 値 (R11 年度)
「協育」ネットワークの取組に参加する地域住民の数	万人	11.1	R5 年度	11.7

第8章 安心してこどもを生き育てながら働ける環境づくり

第1節 ワーク・ライフ・バランスの推進

第2節 男性の育児参画の推進

第3節 女性の就労支援

第1節 ワーク・ライフ・バランスの推進

1 めざす姿

- ・子育て中の人だけでなく、全ての人が仕事と生活の調和を図りながら、家族とともに過ごす時間や、趣味やスポーツ、生涯学習、ボランティア活動など自己実現のための時間を持つことができます。
- ・家庭と生活を大切にすることは、効率的で創造的な仕事につながるといった意識が広がります。
- ・メリハリのある働き方をすることで、家族との有意義な時間を過ごすことができます。

2 具体的な取組

- ①働き方の見直しを行い、仕事と生活を両立できる環境整備や意識改革を行うため、セミナーや各種講座の開催、リーフレットの作成・配布など様々な啓発活動に取り組みます。
- ②働き方改革の推進を目的として開催する会議で、県内企業における仕事と子育ての両立支援等につながる議論を行い、浸透を図ります。
- ③社会全体での多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組を拡大するため、働き方改革に関する国の調査・研究報告や、県内外の取組、先進事例等について情報提供を行うとともに、周知に努めます。
- ④企業の一般事業主行動計画策定を促進するため、「おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）」認証企業の拡大を図ります。
- ⑤キャリアコンサルタントや社会保険労務士などの専門家を派遣し、女性が働きやすい職場づくりやワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業を応援します。
- ⑥企業や団体の仕事と育児を両立しやすい職場環境を醸成するため、イクボスの普及・啓発を行います。
- ⑦子育てと仕事を両立できる働き方を選択しやすくするため、育児休業や育児短時間勤務を取得しやすい環境づくりを進めます。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値		目 標 値 (R11 年度)
			(年度)	
「おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）」認証企業数	社	644	R5 年度	850

第2節 男性の育児参画の推進

1 めざす姿

- ・男性の家事や育児について、企業や社会の理解が深まります。
- ・男性も、子育てや家庭生活を楽しむ時間を持つことができます。
- ・家事や育児の喜びや責任を共有することで、家庭生活がより豊かになります。
- ・家族のふれあいが増えることで、こどもの健やかな育ちに良い影響を与えます。
- ・子育てを通じて、視野が広がるとともに、周囲の協力を得たり、時間を上手に使ったりと段取り力の向上も期待できます。

2 具体的な取組

(1) 効果的な意識啓発

- ①男性の積極的な子育てについての理解や関心を深め、県民総参加による取組が促進されるよう、男性の子育てを応援するシンボルマークを活用し、啓発冊子やインターネット等、様々な媒体を活用した広報・啓発を推進します。また、男性の子育てを推進する市町村等の取組の支援を行います。
- ②働き方の見直し等や家事・育児に対する男性の意識改革を図るとともに、育児休業制度をはじめ法制度の周知を行うため、セミナーや労働講座の開催、リーフレットの配布等の取組を行います。
- ③地域子育て支援拠点を中心に、夫婦で協力し、積極的に子育てを行う父親のコミュニティづくりの支援を行います。
- ④夫婦で共に子育てする機運を高めるため、県内企業等に対し、働き方改革などニーズに応じて出前講座を行い、男性の子育て推進への理解促進を図ります。

(2) 男性の育児参画を可能とする職場環境づくり

- ①男性の子育て支援について取組を行う中小企業を支援するとともに、取組の内容を広く周知することにより、機運の醸成を図ります。
- ②企業に対して、育児・介護休業法をはじめとする労働関係法令の周知を図るとともに、男性の育児参画が進むことによる企業のメリットを啓発するためのセミナーを開催する等、企業の意識改革に努めます。

3 数値目標

指標名	単位	基準値		目標値 (R11年度)
			(年度)	
男性の育児休業取得率	%	27.9	R5年度	78

第3節 女性の就労支援

1 めざす姿

- ・様々な子育ての段階や状況に応じて、女性が希望する働き方を選択することができます。
- ・働きたい女性が、意欲や能力を生かすことができ、企業や社会の活性化につながります。

2 具体的な取組

- ①女性が安心して働き続けられるよう、大分県労政・相談情報センターにおいて仕事や職場の悩みごとに関する相談に応じます。また、長時間労働の是正、短時間勤務制度等多様な働き方の推進を図るため、セミナーや各種講座の開催、ガイドブックの作成など様々な啓発活動に取り組みます。
さらに、「おおいた働きたい女性応援サイト」等において、就労に関する支援サービス等についての情報提供を行います。
- ②女性の採用や登用について一定の基準を満たす企業を認証するとともに、女性の継続就労、職域拡大、登用促進等に関して優れた取組をしている事業所の表彰や事例紹介等を行います。併せて、女性のキャリア形成を支援するため、様々な業種で活躍する女性をロールモデルとして情報発信していきます。
- ③出産や育児等で離職した子育て中の女性の再就職等を支援するため、求職活動や就職に向けた面接、試験などの際に利用できる、無料の託児サービスを実施します。
- ④女性の再就職を支援するための就職に結びつきやすい職業訓練や、女性の活躍が期待される分野の職業訓練を、民間教育機関等に委託して実施します。また、子育て中の女性が参加しやすいよう、託児サービスを併設した職業訓練を実施します。
- ⑤出産や育児等で離職した女性のスムーズな職場復帰を支援するため、実際に県内企業で働きながら、必要な技術を習得する就労体験の機会を設けます。さらに、子育て等により外で働くことが困難な女性に対し、働く場所や時間にとらわれない柔軟な働き方が可能なテレワークに関する支援を行います。
- ⑥女性の起業へのチャレンジを支援するため、セミナーの開催や女性起業家ネットワークの構築などを進めます。また、農林水産業に従事する女性に対し、経営への参画に関する支援や、各種資金の融資を行います。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値		目 標 値 (R11 年 度)
			(年 度)	
女性活躍推進宣言企業数 (累計)	社	332	R5 年 度	542

第9章 こどもまんなかまちづくりの 推進

第1節 子育てしやすい生活環境づくり

第2節 安心して外出できる環境づくり

第3節 こどもを交通事故から守る環境づくり

第4節 こどもを犯罪から守る環境づくり

第1節 子育てしやすい生活環境づくり

1 めざす姿

- ・安心して子どもを生み、子育ての喜びを実感できる充実した住環境が整っています。
- ・川や海などきれいな水環境や空気に囲まれ、安心して子育てができます。

2 具体的な取組

(1) 安心して子育てできる住環境の確保

- ①子育て世帯等における経済的負担を軽減するため、公営住宅への優先入居を進めます。また、県営住宅において、子育て世帯向け住戸整備や子育てしやすい間取り・設備への改修を行います。
- ②こどもの成長や家族構成の変化に応じて間取りを変更できる住宅の普及や、子ども部屋のリフォーム支援を行います。また、空き家等の既存ストックを活用した子育て世帯向け住宅の供給を促進します。
- ③子育て世帯への居住支援体制の充実、地域交流スペースの確保や子育て世帯が利用できる居場所（サードプレイス）づくりの促進により、つながり支え合いながら子育てできる住環境の実現に向けた取組を推進します。

(2) 良好な生活環境の確保

- ①地域の子育て環境の改善を図るため、公営住宅の整備に当たっては、地域住民の利用に配慮した子育て支援施設の配置等に努めます。
- ②河川や海などの水質を保全するため、地域の特性に応じた下水道や農業・漁業集落排水の整備、合併処理浄化槽への転換などの生活排水処理の取組を推進します。
- ③こどもが屋外での遊びやレジャーを安心して楽しめるよう、海や河川等の水質や大気状況を監視するとともに、必要に応じて迅速な広報を行います。
- ④こどもの学習や睡眠にとって良好な環境を保つため、測定や監視を通じ騒音の低減に努めます。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値		目 標 値 (R11 年度)
			(年度)	
県営住宅の子育て世帯向け住戸整備戸数	戸	30	R5 年度	280

第2節 安心して外出できる環境づくり

1 めざす姿

- ・子育て世帯や妊娠中の方に対する配慮が行き届き、安心して外出ができるようになります。
- ・こどもが、家族や友達と一緒に外で元気に安心して遊ぶことができます。

2 具体的な取組

(1) 子育てバリアフリー化の推進と情報提供

- ①ユニバーサルデザインについて、県民への意識の醸成を推進するための普及・啓発に努めるとともに、WEBサイト「おおいたユニバーサルデザインマップ」において、ショッピング施設や飲食店、文化・レジャー施設等におけるバリアフリー情報をはじめ、妊娠中の方や小さなこども連れの方が利用しやすい施設等に関する情報提供を行います。
- ②こども連れでも安心して外出できるよう、公道や公共施設等において、歩道の段差解消や障がい物の除去、ベビーベッド・ベビーチェアを備えたトイレの設置促進を行うなど、ユニバーサルデザインの考え方を基本にしたまちづくりを進めます。
- ③民間の事業者や団体等の自主的な取組を促進するため、こども連れでも気軽に参加できるイベントの実施や子育て家庭への開放を行う施設への支援を行うとともに、こどもや妊娠中の方が利用しやすいようノンステップバス導入の支援を行います。
- ④公共施設や商業施設等の「障がい者等用駐車区画」を、妊産婦の方も優先して利用できる「大分あったか・はーと駐車場」の協力施設の拡大と利用マナーの向上に取り組みます。
- ⑤こども連れでも安心して外出し、歩きたくなるようなコミュニティ機能を有する場所として、また、こどもも楽しくすごせる商店街づくりに向けて支援します。

(2) 安全な遊び場の整備

- ①都市公園の遊具や運動施設等について、利用者のニーズに合わせた整備・更新を行い、こどもが元気に安心して遊べる、にぎわいのある公園づくりを進めます。また、こどもや子育て世帯が安心・快適に過ごせる水辺空間づくりも進めます。
- ②「るるパーク」や「県民の森」等を活用し、豊かな自然と親しみながら、アウトドア体験や体験農園などを通して農山村の魅力を発信し、子育て家庭でも楽しめる空間を提供します。

3 数値目標

指標名	単位	基準値		目標値 (R11年度)
			(年度)	
大分あったか・はーと駐車場協力区画数	区画	-	R5年度	2,805
1人あたりの都市公園等面積	m ²	12.3	R5年度	12.5

第3節 こどもを交通事故から守る環境づくり

1 めざす姿

- ・交通事故のない道路交通環境が整備されています。
- ・地域でこどもを見守っていくための取組が充実しています。
- ・こどもが正しい交通ルールを学べます。

2 具体的な取組

(1) 安全な道路交通環境の整備

こどもが交通事故に遭うことを防止するため、教育委員会、学校、警察、道路管理者等が連携して、通学路及び保育所等の園外移動経路の合同点検を実施し、信号機の整備、歩車分離式信号機の検討、横断歩道の更新等、安全・安心な道路交通環境の整備を推進します。

(2) 交通安全活動の推進

- ①交通安全に対する理解・浸透を図るため、県民総ぐるみによる交通安全運動を推進するとともに、様々な広報媒体を活用した普及・啓発を行います。
- ②親子で一緒に交通ルールやマナーを学べるよう、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。
- ③自転車利用時における、交通ルールの遵守と乗車用ヘルメットの着用等について指導・安全教育を推進します。
- ④全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底を図る為、着用効果と正しい使用方法に関する広報・啓発を行います。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基準値	(年度)	目標値 (R11年度)
通学路合同点検の要対策箇所対策率	%	-	R5年度	92.2
通学路合同点検の実施回数(累計)	回	60	R5年度	75

第4節 こどもを犯罪から守る環境づくり

1 めざす姿

- ・地域ぐるみで、こどもを犯罪から守ります。
- ・こどもを取り巻く有害な社会環境を浄化し、こどもを非行から守ります。
- ・被害に遭った場合でも、適切なケアやサポートが受けられます。

2 具体的な取組

(1) こどもを取り巻く有害環境対策の推進

①犯罪被害の未然防止

- ア こどもを犯罪から守るため、県民や事業者等と連携して、こども達を見守る目を増やします。また、通学路や公園等の危険と思われる箇所の点検を行い、管理者に対して防犯設備設置を促すとともに、県警ホームページ「おおいた防犯マップみはるちゃん」や「まもめーる」等を活用し、防犯情報の提供に努めます。
- イ 緊急時にこどもが助けを求められるよう、関係機関・団体等と連携し「こども連絡所」の設置促進や運用に対する支援を行います。
- ウ 学校や地域と連携し、こどもを対象とした防犯教室等を実施するとともに、防犯機器の普及・啓発に努めます。
- エ 登下校時におけるこどもの見守り活動を行う自主防犯パトロール隊など、地域の防犯ボランティアや市町村及び事業者等関係機関との連携を密にし、円滑な防犯活動を推進します。
- オ 交番の機能を強化するため、交番相談員を充実し、通学路や学校周辺の警察官によるパトロールを強化します。
- カ 学校におけるこどもの安全確保・こどもの犯罪被害の防止等を図るため、「スクールサポーター」を充実させるとともに、活用を推進します。
- キ 家庭や学校、地域の関係団体で構成する青少年健全育成協議会が少年補導員等と一緒に地域を巡回する「ヤングサポートパトロール」や、街頭での「声かけ活動」等を継続的に実施します。
- ク 「青少年の健全な育成に関する条例」に基づく深夜外出の制限等やスマートフォンのフィルタリング設定に関する趣旨の周知を行うなど、青少年の被害防止対策を推進します。
- ケ 暴走族等に対する指導取締りを行うとともに、関係機関や団体と連携して暴走行為等を許さない社会環境を醸成します。暴走行為等で検挙した少年には、暴走グループからの離脱や再犯防止に向けた支援指導を行います。

②こどもの福祉を害する犯罪対策

- ア 性的感情を刺激し、粗暴性や残虐性を植え付け、犯罪や自殺を誘発するような有害環境を浄化するため、「青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）」等において、家庭、地域、学校、職場、行政が一体となって広報啓発活動に取り組むとともに、「青少年の健全な育成に関する条例」に基づく有害興行・図書・がん具の指定や立入調査を推進し、青少年を取り巻く有害環境の一掃等を行います。
- イ 児童ポルノの製造や児童買春、少年の飲酒・喫煙を助長する事件等、こどもの福祉を害する犯罪の取締りを強化します。

（2）こどもの非行を防止する取組

①喫煙・薬物乱用の防止

- ア たばこ販売業者等に対して、対面販売時における年齢確認の徹底と街頭啓発活動の積極的な促進を呼びかけ、未成年者の喫煙防止に取り組めます。
- イ 中学・高等学校における薬物乱用防止講座の開催や、大分県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を推進するなど、薬物乱用の防止に取り組めます。

②インターネット安全利用の教育推進

- ア 学校と連携して、こどもや保護者にスマートフォン・携帯電話のフィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）の重要性やスマートフォン・携帯電話の利用について家庭内でのルールづくりの大切さ等を広報・啓発するとともに、出会い系サイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を介した被害防止対策を推進します。
- イ こどもたちが、インターネット上で消費者トラブルに巻き込まれるケースが絶えないことから、児童、生徒、教職員を対象とした「ネットトラブル・情報モラル出前授業」を通して、こどもたちが安全・安心にインターネットが利用できるよう情報モラル教育を推進します。また、教職員や保護者等に対して、情報モラルや情報セキュリティに関する知識と支援方法等についての研修等を実施し、校内で児童生徒に指導できる人材を育成します。

③非行問題に関する相談や支援の実施

- ア 問題行動を早期発見・早期対応するため、警察やボランティア等により、少年のたまり場等において重点的な街頭補導活動を推進します。
- イ 県内3か所にある「大分っ子フレンドリーサポートセンター」において、非行問題を中心に悩みを抱えるこどもや保護者等からの相談に応じるとともに、他機関とも連携し、問題解決に向けた継続的な支援を行います。
- ウ こどもの気持ちに寄り添った相談や支援を行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を促進します。
- エ 非行少年の再非行防止と早期更生を図るため、学校、児童相談所、警察、家庭裁判所、保護観察所等関係機関の連携を密にし、支援体制の充実を図ります。

（3）犯罪被害に遭ったこどもへの支援

- ①犯罪被害に遭った少年の早期発見や保護に向けた取組を推進するため、「大分っ子フレンドリーサポートセンター」において、こどもや保護者を支援します。
- ②犯罪被害に遭ったこどもやその家族に対し、「少年サポーター」や関係機関の専門家等による相談・カウンセリングを実施するなど、組織的かつ継続的な支援を行います。
- ③県警広報課の犯罪被害者支援室及び（公財）大分被害者支援センターと連携し、被害少年等の支援に当たるとともに、サポートセンター職員のカウンセリング技術の向上に努め、被害少年の要望に添った活動を行います。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基準値	(年度)	目標値 (R11 年度)
ヤングサポートパトロール実施回数 (累計)	回	5,859	R5 年度	3,600
フィルタリングサービスその他の方法により携帯電話等によるインターネット利用を監督している保護者の割合 (小・中・高)	%	97.2	R5 年度	100
インターネットの利用について「家庭のルール」があると回答した保護者の割合	%	72.8	R5 年度	85.0